

東京府青山師範學校
備付教科書
部門公保管
番號2號
(堂食)

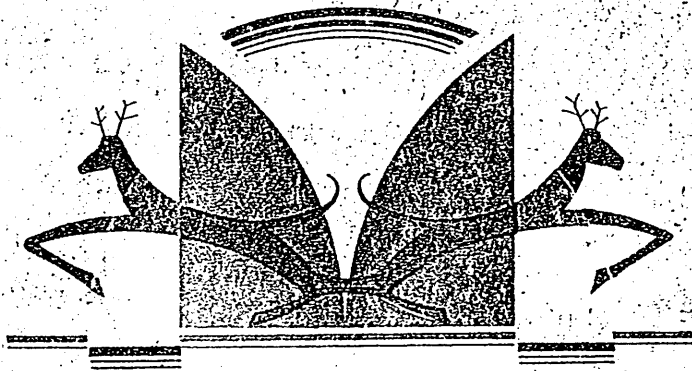
新制

公民教科書

東京府青山師範學校校長
東京府高等師範學校教授

長谷川乙彦著

下卷

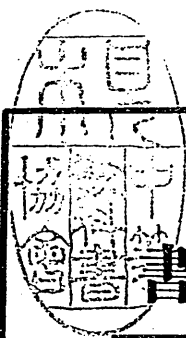


東京・英進社發行

K220.31

34.2

2



日四十月十年八和昭
濟定檢省部文
 用科民公・校學業實・校學中・校學範師

昭和九年七月拾壹日

制 新

書 科 教 民 公

兼長校學範師山青府京東
 授教校學範師等高京東
 著 彦 乙 川 谷 長



国立教育研究所附属教育図書館

1961 編入 東京芸大
 東京芸大

阪大 社進英 京東

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦
マサランメンゴトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立
ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

皇室典範及憲法制定御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循
ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル
コト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨
ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内
ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ

道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニ
シ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法
ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ
外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコト
ヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我方

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率
先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾
クハ

神靈此レヲ聽ミタマヘ

帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルハ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコト

ヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘシ

ク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文

以下各大臣副署

國際聯盟脫退ノ詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之下背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ

分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜股力念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク股力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ
御名 御璽

昭和八年三月二十七日

内閣總理大臣

子爵

齋

藤

實

以下各大臣副署

例言

一 文部省曩に中等諸學校に公民科を新設し、其の教授要目を制定するに當り、著者は其の編纂委員の一人として、昭和五年十一月より昭和六年一月に亘り、十餘名の委員と共に、十數回の検討審議を経て得たる成案が、即ち文部省の公布した公民科教授要目となつたのである。

一 本書は該要目の趣旨に準據し、且多年修身科、法制經濟科教授の經驗を參酌して、勉めて公共生活に於ける政治上、經濟上、及び社會上の知識と道德とを併せ修得せしめ、以て公民科設置の意義に副はしめむことを目的としたのである。

一 理解を助ける爲に必要と認めた圖表の類を若干掲載した。但し小學校、中等學校の國語讀本、又は其の他の學科に於て既に理解せる

如きものは之を省き、又統計に渉るもので、日に月に變動するものも、之を載せなかつた。これ等は教授の際に於て、適宜最新のものを示されたい。

一 公民科は國民の實際生活に即した教授を必要とするものゆゑに、説明・示例の如きは、勉めて地方により、境遇に應じ、適切なるものを選んで、補説せられむことを希望する。

昭和八年八月

著 者 識

東京市立第一公民教科書 下卷

東京市立第一公民教科書 下卷

目 次

第一課 國 家

人類と國家

國體と政體

我が國家

例 題

第二課 皇室と臣民

天 皇

皇位繼承

皇室典範.....元

皇室及び皇族.....二〇

皇室と臣民.....二二

例題.....三

第三課 立憲政治.....三

立憲政治.....三

帝國憲法.....三

臣民の權利義務.....三

例題.....三

第四課 帝國議會.....三

帝國議會.....三

議員の選舉.....四

議會の作用.....四

政黨.....五

例題.....五

第五課 國務大臣・樞密顧問.....五

國務大臣.....五

內閣.....五

樞密顧問.....五

例題.....六

第六課 行政官廳.....六

行政官廳.....六

行政官廳の種類.....六

官吏.....六

例題.....七

第七課 國法.....七

國法.....七

國法の種類	七
法の尊重	七
法と道德	九
例題	八
第八課 裁判所	八
司法	八
裁判所	八
訴訟・調停	八
陪審	九
例題	九
第九課 國防	九
國防	九
兵役	九
我が國の軍備	九

國防と國民	九
例題	九
第十課 國交	一〇
國交	一〇
條約	一〇
國際協同	一〇
國交と國民	一一
例題	一一
第十一課 財政	一四
歳入と歳出	一四
租税	一九
官業	二三
公債	二三
例題	二六

我が國の産業

我が國の貿易
資源の開発

例題

第十三課 國土と人口

國土と人口

拓殖と移住

海外發展

例題

第十四課 社會改善

社會問題

社會政策

III

一二七

• Mini

三

二八

•

• • •

三九

四

一四

一、哭

一頁

三

...

社會改善 社會事業

社會改善：

例題

第十五課 世界と日本

人類文化の發達

文化史上の我が國の地位

我が國の使命

例題

二五四 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三

一五

二五七

二天

1

1. *What is the purpose of the study?*
 2. *What are the research objectives?*
 3. *What is the research methodology?*
 4. *What are the results of the study?*
 5. *What are the conclusions of the study?*
 6. *What are the limitations of the study?*
 7. *What are the implications of the study?*
 8. *What are the future research directions?*
 9. *What are the contributions of the study?*
 10. *What are the key findings of the study?*
 11. *What are the main results of the study?*
 12. *What are the primary outcomes of the study?*
 13. *What are the secondary outcomes of the study?*
 14. *What are the tertiary outcomes of the study?*
 15. *What are the quaternary outcomes of the study?*
 16. *What are the quinary outcomes of the study?*
 17. *What are the senary outcomes of the study?*
 18. *What are the septenary outcomes of the study?*
 19. *What are the octenary outcomes of the study?*
 20. *What are the nonary outcomes of the study?*
 21. *What are the decenary outcomes of the study?*
 22. *What are the undecenary outcomes of the study?*
 23. *What are the duodecenary outcomes of the study?*
 24. *What are the tredecenary outcomes of the study?*
 25. *What are the quattuordecenary outcomes of the study?*
 26. *What are the quindecenary outcomes of the study?*
 27. *What are the sexdecenary outcomes of the study?*
 28. *What are the septendecenary outcomes of the study?*
 29. *What are the octodecenary outcomes of the study?*
 30. *What are the nonodecenary outcomes of the study?*
 31. *What are the vigintenary outcomes of the study?*
 32. *What are the unvigintenary outcomes of the study?*
 33. *What are the bivigintenary outcomes of the study?*
 34. *What are the trivigintenary outcomes of the study?*
 35. *What are the quadvigintenary outcomes of the study?*
 36. *What are the quinvigintenary outcomes of the study?*
 37. *What are the sexvigintenary outcomes of the study?*
 38. *What are the septenvigintenary outcomes of the study?*
 39. *What are the octovigintenary outcomes of the study?*
 40. *What are the nonavigintenary outcomes of the study?*
 41. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 42. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 43. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 44. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 45. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 46. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 47. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 48. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 49. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 50. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*
 51. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 52. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 53. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 54. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 55. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 56. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 57. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 58. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 59. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 60. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*
 61. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 62. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 63. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 64. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 65. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 66. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 67. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 68. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 69. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 70. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*
 71. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 72. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 73. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 74. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 75. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 76. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 77. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 78. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 79. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 80. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*
 81. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 82. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 83. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 84. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 85. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 86. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 87. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 88. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 89. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 90. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*
 91. *What are the vigintigintenary outcomes of the study?*
 92. *What are the untrigintenary outcomes of the study?*
 93. *What are the bistrigintenary outcomes of the study?*
 94. *What are the tristrigintenary outcomes of the study?*
 95. *What are the quadrigintenary outcomes of the study?*
 96. *What are the quingintenary outcomes of the study?*
 97. *What are the sexgintenary outcomes of the study?*
 98. *What are the septingintenary outcomes of the study?*
 99. *What are the octogintenary outcomes of the study?*
 100. *What are the nonogintenary outcomes of the study?*

182

•••

目次終



公民教科書 下卷

第一課 國家

人類と國家

國家と他の社會との關係

人類と國家 人類はその自然の社交的性質に基づいて多種多様の社會を營み、それによつて多方面の必要を充たし、人としての生存を完うしてゐる。然しこれら多くの社會は、必ずしもその目的を共にし、利害を同じうするものではないから、若しこれら各種の社會を統制する或強大な權力を有つた社會がなかつたならば、人類の生活は利害の衝突、彼我の闘争を生じ、結局支離滅裂の狀態

國家と民族精神

に陥らざるを得ないのである。この強大な権力を具へた社會を吾々は國家と呼ぶ。

國家は元來民族の團結を基礎として起つたもので、その後征服や併合や移住等によつて、多くの異民族を包容するやうになつたが、國家存立の中心をなすものは依然として古來の民族精神乃至は理想である。これは、あたかも個人に個性があり、家庭に家風があるやうに、各民族固有の民族的性質に基づいて生れ、數百千年の傳統を経て發達したもので、決して一朝一夕の努力や工夫によつて成つたものではない。今日人類が多くの國家に分れてその生存を保つてゐるのも、いはば人類に具つた民族性に基づく當然の結果であるといふことが出来る。

さて國家はその強大な権力に基づいて種々の作用を営んでゐる。國家自らの組織を定めるための立法、國家の獨立自存を圖る

國家の作用

國家の要素

ための軍備、國家生活の治安を維持するための警察、經濟生活の秩序を整へるための財政、外國との誼を厚うするための外交、文化の發達を助長するための文教などに關する作用はその主なものである。何れにしても、國家はこの最高の権力によつて、國家内の總べての社會と個人とを支配し、社會や個人はまた國家の統制に服することによつて、相互の矛盾と衝突を調和し、物質的にも精神的にも進歩向上を期することが出来る。希臘の哲人プラトールが「國家は最高の善である」といつたのは、また國家は最高の眞であり、美であるといふ意味も包含されて居り、人類が國家によつてのみ總べての理想的發展を遂げ得るものであることを示してゐる。

國家の要素 さて、國家とは一定の地域内に於て、多數の人類が統治の關係に依つて結合された團體をいふのである。随つて國家が成立するためには、領土と主權と人民との三要素が必要であ

領土

る。

(一) 領土 國民の定住する地域で、且國家の主權の行はれる範圍を領土といふ。今日國際法に認められてゐる領土の範圍は、地域の外に領海及び領空を含んでゐる。領海とは一般に干潮の時を標準として、海岸より三海里に至る水面をいひ、領空とは地表及び領海の上空をいふのである。領土内に於ては、他國が統治上の權利を行使することを排斥するは勿論外國人と雖も治外法權を有する者を除く外は、その國の主權に服從せねばならぬ。

主權

(二) 主權 領土及び人民を支配する最高獨立、且固有の權力を主權又は統治權といふ。最高とは人民に對して絕對の服從を命ずることを意味し、獨立とは他國の權力に依つて拘束を受けないことを意味し、固有とは國家に本來具つたもので、他か

人民

國家と主權

ら與へられ認められたものでないことを意味してゐる。
(三) 人民 國家を構成してゐる人類の集團を人民または國民といふ。君主國にあつては國民が君主の統治權に隸屬してゐる關係から見て、特に臣民といふのである。

以上三つの要素のうち領土即ち土地と人民とは、他の社會にあつても成立の要素となるものであるが、主權のみは獨り國家に特有の要素であつて、國家が他の社會と區別せられる要點である。さきに國家が具へてゐる強大な權力といつたのは、即ちこの主權の意味であつて、國家が他の一切の社會を支配し、國家としての機能を発揮するための根本要素である。随つて、假令領土や人民に變化はなくても、主權に變動が起れば、その國家は滅亡する。革命のやうな場合はそれである。また領土や人民が如何に龐大であつても、主權の基礎が薄弱であれば、國家の發展は望まれない。支

國體と政體

那のやうな國家はその適切な例である。

國體と政體 主權が何人に屬するかは國によつて必ずしも一様ではない。この態様の異同を指して國體の別といふ。國體は建國の事情、民族的精神及び其の發達の歴史等に依つて別れる。現今の世界各國を國體上より大別すれば、次の二種となる。

君主國體

(一) 君主國體 君主國體とは特定の一人を以て主權者とする國體であつて、我が國、英吉利、伊太利の如きはその例である。君主國に於ては、主權者たる君主の自然意思が、仍ち其の國家の法律意思となるのである。

民主國體

(二) 民主國體 民主國體とは人民を以て主權者とする國體であつて、亞米利加合衆國、佛蘭西の如きはその例である。民主國に於ては、人民各個の自然意思の綜合が國家の法律意思となるのである。この場合、人民中から大統領を選挙し、一定の期

間、これに統治權を行はしめてゐる。

次に主權が如何なる形式によつて發動するかについても、亦國によつて、必ずしもその軌を一にするものではない。そこでこの形式の異同を指して政體の別といひ、同時に主權發動の形式によつて定まる國家の體制を政體といふ。政體はこれを分類して次の三種とする。

專制政體

(一) 專制政體 專制政體とは、主權者の專斷によつて統治權を行使する政體をいふ。此は古く各國に行はれたが、今日ではその例に乏しい。

立憲政體

(二) 立憲政體 立憲政體とは、統治の根本法規(憲法)を定め、これによつて主權を行使する政體をいふ。原則として、主權の發動を立法、司法、行政の三權に分ち、各相異なる機關によつて分掌せしめ、且代議制度により人民を立法に參與せしめることを

我が國家

その要旨とする。今日の文明國は殆ど皆この政體を採用してゐる。

我が國家 我が大日本帝國は、君主國體の模範ともいふべき萬國無比の特色を有し、萬世一系の天皇これを統治し給ひ、國家と皇統とは一致不可分の關係にある。(第一條法)

國體の淵源

今これを我が建國の歴史に徴して見るに、神代の昔皇祖天照大神が、皇孫瓊杵尊に神勅を授けて、

豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也 宜爾皇孫就而治焉 行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。(日本書紀)

と仰せられた。これ即ち我が萬古不易の國體を宣示し給うたものであつて、歴代の天皇は皆この神勅に基づいて、建國の大業を完成し給うたのである。即ち我が國家の體制は、實に天祖の神勅に基づき、建國の歴史と共に儼として定まり炳として日星の如きも

國體の精華

のがある。その淵源の深遠にして崇高なることは實に世界に冠絶してゐるといふべきである。

然も皇室と臣民との關係は、單なる權力服從の關係ではなく、天皇を家長とし、臣民を家族とする一大家族の組織をなし、義は君臣であつてもその情は親子の如く、天皇は常に國民を愛撫し給ふことと赤子の如く、臣民はまた皇室を敬慕し奉ることと全く父母の如くである。これ今日の繁榮と隆昌を招來した所以である。

政體の淵源

政體についても、我が國は古來君は民を思ひ給ふ大御心を旨とし、皇室臣民一致協力して國運の發展に盡瘁して來たのであるが、明治二十二年に至り、明治天皇は皇祖祖宗の遺範に遵ひ、帝國憲法を制定し、翌二十三年には帝國議會を開設し給ひ、茲に名實共に立憲政體が行はれることゝなつた。これ一に國家の隆昌と國民の慶福を増進せんとする聖旨に基づくものであつて、君民歡呼和氣

政體の特質

憲法の裡に、立憲政體が施行せられるに至つたのである。かの西洋諸國の憲法が多くは國王の權を奪うて空名を擁せしめるを主眼とし、幾多流血の慘事を賭して漸く實現せられたのに比すれば、我が立憲政體採用の事情が、その根柢に於いて天地雲泥の差のあることを理解せねばならぬ。

例題

- 一 民族精神と國家との關係に就いて述べよ。
- 二 國家の要素とは何か。
- 三 國體と政體との區別を明かにせよ。
- 四 我が國體の由來及び其の精華に就いて述べよ。

第二課 皇室と臣民

天皇

天皇 既に述べたやうに、天皇を統治權の主體として奉戴する

統治權者

ことは實に我が建國の大精神であり、未來永劫に亘つて天地と共に窮りのない國民的信念である。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのは、即ちこの大義を成文によつて昭明し給うたものである。

立憲君主

然し天皇が統治權を行使せられるについては、必ず一定の方法に遵由し給ふことは、憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあるに依て明かであり、我が國立憲政體の根源もここに存するのである。

神聖不可侵

かやうに天皇は、我が國家の元首として、また統治權の總攬者として、遍く臣民群類の上に超越し、至尊至聖の地位にいますのであるから、その御行爲については天皇自ら責に任ぜられることなく、また何人と雖もその責任を問ひ奉ることを得ない。憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、即ちこの主旨を明

天皇の地位と國史の實蹟

かにしたものである。以上は國の權力上に於ける天皇の絶對的地位を表はしたものであるが、其の精神は我が國民の道德的信念として、三千年間の國史に現はれた所である。天祖開闢以來時に盛衰あり世に治亂あつて、政權は皇室を離れ臣下の行使に委ねられたこともあつたが、天皇が主權者にいますといふ根本精神には毫も動搖を來したことはなく、攝關將軍と雖も、一に天皇の任命によつてその地位に就くことを得たのである。而して歴代の天皇は常に萬民を愛撫し給ひ、國民もまた赤誠を以て皇室を奉戴し、金匱無缺の國體を保持したのである。即ち天皇の地位は權勢を以て動かすを得ず、威武を以て傾くるを得ない、道德上の絶對性を包容することを意味する。言ひ換へれば、天皇は權力上の絶對者にして、同時に、道德上の絶對者にいますのであつて、歐米列國の君主や國家とは全然その

天皇の大權

本質を異にすることを知らねばならぬ。

天皇は統治權の總攬者にいますのであるから、統治の作用は悉く天皇にその源を發する。然し同時に、天皇は憲法の條規に依つて統治權を行使し給ふのであつて、立法權は帝國議會の協賛に依り、司法權は裁判所に依つて之を行はしめ給ふことが憲法上の要件となつてゐる。其他の統治作用については、或は國務大臣の輔弼により天皇の親裁し給ふものと、或は行政官廳に委任して行はしめられるものがある。前の場合に係るものを特に天皇の大權と稱へる。憲法上の大權行使に就いては國務大臣が輔弼の責に任じ、別に樞密院があつて御諮詢に應ずることとなつてゐる。憲法上の大權事項、今憲法上の大權事項を舉ぐれば次の通りである。

- (1) 法律を裁可しその公布及び執行を命ずること。(憲法第六條)

憲法上の大權事項

- (2) 帝國議會を召集し、その開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。(憲法第七條、第四三條)
- (3) 法律に代るべき勅令を發すること。(憲法第八條)
- (4) 法律を執行するため、又は公共の安寧秩序を維持し、及び臣民の幸福を増進するために必要な命令を發し、又は發せしむること。(憲法第九條)
- (5) 行政各部の官制、文武官の俸給を定め、及び文武官を任免すること。(憲法第二〇條法)
- (6) 陸海軍を統帥すること。(憲法第二一條法)
- (7) 陸海軍の編制及び常備兵額を定むること。(憲法第二二條法)
- (8) 戰を宣し、和を講じ、及び諸般の條約を締結すること。(憲法第二三條法)
- (9) 戒嚴を宣告すること。(憲法第一四條法)
- (10) 爵位勳章及びその他の榮典を授與すること。(憲法第一五條法)

- (11) 大赦、特赦、減刑及び復權を命ずること。(憲法第一六條法)
 - (12) 貴族院の組織を定めること。(憲法第三四條法)
 - (13) 財政上の緊急處分をなすこと。(憲法第七〇條法)
 - (14) 憲法改正の發議をなすこと。(憲法第七三條法)
- 詔、勅。天皇がその御意思を發表せらるゝ様式には、法律命令の外に詔勅がある。詔勅とは勅旨を直接に表示したもので、その文書によるものに詔書と勅書とがあり、文書によらないものに勅語がある。
- (一) 詔書とは皇室の大事を宣誥し、又は大權の施行に關する勅旨を宣誥するための公式をいふ。例へば攝政設定の詔書、衆議院解散の詔書等はこれである。
- (二) 勅書とは文書に由り發せられる勅旨にして、宣誥されないものゝ公式をいふ。例へば皇族の婚嫁を許可せらるゝ勅書の

攝政

如きはこれである。

天皇が未成年(滿十八年)にいます場合、及び久しきに互る故障によつて大政を親裁されることの出来ない場合には、特に攝政が設けられ、天皇に代り天皇の名に於て統治權を行はせられる。(憲法第一條第三十一條)但しこの場合に於ても、統治權の總攬者は天皇であり、攝政はただ天皇が事實上統治權を行使し得られないために、これを代行せられるに過ぎない。攝政たるべき方は皇族に限り、その資格及び順位は皇室典範に定められてゐる。(憲法第一七條、皇室典範第二〇條、第二五條)

皇位繼承

皇位繼承 統治權の主體たる天皇の地位を皇位といふ。皇位は皇位繼承によつてのみ傳へられる。随つて皇位繼承は國家の存續にも影響すべき重大な事項であるから、憲法及び皇室典範には、これに關する明白な規定が設けられてゐる。

(一)皇位繼承の資格 皇位は祖宗の皇統であつて、男系の男子が

之を繼承せられる。(皇室典範第一條)系統は實系に限り、養子は認められず、又女子が皇位を繼承せられることはない。皇族と雖も一旦臣籍に降下された後は、皇位繼承の資格を喪失せられる。

(二)皇位繼承の順序 皇位は父子の系統に依り直系の子孫に傳へられるを正則とし、(直系)直系子孫のましまさない時は傍系に依るのである。傍系に於ては親等近き者の系統を先にし、(近親)同等の系統内にあつては嫡出の系統は庶出の系統に先だち、(嫡系)嫡出又は庶出の系統内にあつては、長系は幼系に先だつことと定められてゐる。(長系)(皇室典範第二條、第八條)

(三)皇位繼承の原因 皇位の繼承は天皇の崩御によつてのみ生ずる。典範に「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承グ」と示されたのはこの意味に外ならない。(皇室典範第一〇條)即ち

中古以來歷代に其の例の多い讓位のことは全くこれを認められない。なほ踐祚は天皇崩御の事實と共に皇室典範に依つて當然發生するものであつて、先帝崩御の瞬間は即ち皇嗣位に即かるるの瞬間であり、其の間に何等の行爲を要しないのである。

皇位繼承の儀禮 皇位繼承に關する儀禮として重要なものに次の三がある。

(一)踐祚の式 天皇踐祚の時は即時掌典長をして賢所に祭典を行はしめ、且踐祚の旨を皇靈殿及び神殿に奉告せしめ、ついで神器を承け給ふ。これを踐祚の式といふ。天皇踐祚の後には直に元號を改め詔書を以てこれを公布せられる。元號は明治以後一世一元と定められた。(皇室典範第一〇條第三條 登錄令第一條第三條)

(二)即位の禮 即位の禮は天皇即位の事を祖宗に告げ併せて之を臣民及び諸外國に宣讀し給ふ式である。諒闇(先帝の喪中)の終つた後秋冬の交を選んで京都に於て之を行はせられるもので帝國に於ける至重の大典である。(皇室典範第一一條登錄令第四條第一二條第一四條第一八條)

皇室典範

典範の法律的性質

(三)大嘗祭 天皇御即位の後始めて新穀を以て皇祖並に天神地祇を祀り給ふ儀式で、即位の禮の終つた後引續き京都に於て之を行はせられる。(皇室典範第一一條登錄令第四條第一八條)

皇室典範 皇室典範は帝國憲法と相並んで我が國家の根本法たるもので、明治二十二年憲法と同時に制定されたものである。その内容は専ら皇室に關する事項であつて、且國家組織の大本に關する法規を包含し、皇室内部の家法たると同時に、憲法と共に我が國體法の基本たる性質を具へてゐる。その效力についても皇室典範増補の上諭に「朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム」と示されてあることに依り、一般國民に對しても拘束力を有つてゐることは明かである。

典範の條項

典範の條項は皇位繼承踐祚即位成年立后立太子攝政皇族など十二章六十二條及び増補八條(明治四十一年二月)再増補一條(大正七年十一月)より成

る。典範の改正増補は憲法の改正と異つて、帝國議會の議を経ることを要せず、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、勅定し給ふこととなつてゐる。これは皇室法たる典範に國民が干渉し奉るべき筋合ではないからである。

皇室及び皇族

皇室及び皇族 天皇の御一家を皇室と申し、天皇の下に皇室を組成せらるゝ方を皇族と申すのである。皇族には太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の方々がある。(皇室典範第三〇條)

皇族の特権

皇族はその尊貴天皇につき、遙かに一般臣民の上にましますのであるから、一般臣民が有つことを得ない種々の特権を有せられる。その主なものを挙げると次の如くである。

- (一) 皇位を繼承し、攝政に就任し、皇族會議及び貴族院の議員たるを得べき特権を有せられる。(皇室典範第一條第五款第五、貴族院令第一條第二條)

- (二) 皇族は皇室典範及び皇室令など特別法の拘束を受け、原則として臣民の權利義務に關する一般國法の適用を受けられない。(皇室典範増補第七條第八條)

- (三) 皇族は一定の敬稱を受け、(太皇太后、皇太后、皇后は陛下、その他の皇族は殿下と申上げる)、毎年皇室經費中より定額の歳費を賜ひ、また裁判上にも一般臣民と異なる待遇を受けさせられる。(皇室典範第一七條第一八條、第四九條、第五一條第六一條)

皇室と臣民

皇室と臣民 我が國は古來家族制度を以て立國の根本としてゐるため、國家全體がいば一個の大家族を形造り、皇室と臣民とはあたかも宗家と支家のやうな關係に立つてゐる。随つて皇室は我が國家組織の樞軸、國家活動の中心として、國民利福の増進に努め給ひ、臣民はまたその耳目となり、股肱となつて、皇運の隆昌に貢獻し奉ることが、我が國家生活の根本原理となつてゐるのである。

これを國史の實績に徴して見ても、皇室と臣民との間には常に美はしい親和の情が溢れ、皇室は深い慈愛を以て臣民の上を軫念し給ひ、臣民はまた一身一家を捨て、皇室の繁榮に力を致し、上下相睦みて國運の發展に貢獻して來たのである。かの醍醐天皇が民の疾苦を察して寒夜に御衣を脱がせられ、また後奈良天皇が經文を淨寫して惡疫の終熄を祈り給うたことなどは有名な話であるが、この種の事例は殆ど枚舉に遑がない程である。我等臣民たる者はかゝる國家に生れたことを無上の光榮とし、益々皇室のために力を致して、鴻恩の萬分の一に酬い奉らんことを期せねばならぬ。

例題

- 一 天皇大權の意義如何。
- 二 憲法と皇室典範との關係を詳かにせよ。
- 三 攝政の任務及び之に任ぜられる順位を問ふ。

立憲政治
立憲政治の本義

第三課 立憲政治

立憲政治 政體に立憲政體と專制政體との別があることは既に述べた通りであるが、この區別に基づいて國の政治はまた立憲政治と專制政治とに分れる。專制政治とは主權者たる君主や少數の貴族達が、自己の意思に依つて一切の政治を行ひ、且各種の政務が單一の機關に依つて行はれるもので、昔は各國共に專制政治が布かれてゐた。專制政治はそれ自身必ずしも排斥すべきものではなく、爲政者にその人を得れば立派な政治が行はれることもあるが、常に優秀な人物を得ることは困難であるから、稍もすると壓制の政治に陥る缺點がある。そこで各國民の政治的自覺が進歩するに従ひ、國民全般にも政治に參與する資格を認め、且統治の

作用を數個の機關に分掌せしめ、それによつて民意輿論に立脚した政治を行ひ、一部少數者の專斷壓制を防止するやうになつた。これが即ち立憲政治である。今立憲政治の特色とするところを次の三點に分つて説明する。

法治主義

(一) 法治主義 國民の身體財産の自由と安全とを保障するため、法律によつて國民の權利義務を一定し、法律の根據に基づかないで濫りにこれを侵犯しないことをいふ。國民の權利義務は通常憲法によつて保障せられてゐる。

代議制度

(二) 代議制度 國民を政治に参加せしめるため、その代表者を以て議會を組織し、重要な立法行爲に參與せしめることをいふ。立憲政治が民意に基づく政治であるための要件であり、通常立憲政治を代議政治と呼ぶのもこの理由に基づいてゐる。

三權分立

(三) 三權分立 統治權の作用を立法・司法・行政の三權に分ち、各獨

我が國立憲政治の沿革

立の機關をしてこれを分掌せしめ、相互の牽制によつて權力の濫用を防ぎ、政治の公正を保つことをいふ。通常立法權は議會行政權は政府、司法權は裁判所を通じて行はれる。以上は立憲政治の特色であり、またその根柢であつて、これらの要素は國家の根本法たる憲法によつて確保せられ、主權者と雖もその條項に規つて統治權を行使するのである。故に立憲政治はまた憲法に規つて行はれる政治であると言ふことが出来る。我が國の立憲政治は、その淵源するところ頗る古く、既に建國の當初から、政治は君民協和の理想によつて行はれて來た。然るに明治維新後歐米の文物を輸入すると共に、新に西洋立憲政治の形式を採用することゝなり、明治二十二年帝國憲法が發布され、翌二十三年帝國議會が開設されるに及び、名實共に立憲政治の完成を見たのである。

我が國立憲政治
の特色

我が國の立憲政治は假令その形式に於ては西洋立憲の制を採つたとはいへ、その實質に於ては我が國獨特のものであつて次の諸點は其の主なる事項である。

- (一) 帝國憲法は外國の場合の如く國民の強要又は君民の協議によつて成つたものではなく、統治權に基き天皇の敕諭によつて制定せられたものであつて、即ち純然たる欽定憲法である。
- (二) 憲法に規定してゐる臣民の權利義務は、一に天皇が祖宗に承け給うた統治權によつて附與せられ、且保障せられたところである。
- (三) 國民の選出者を以て組織する議會は衆議院に限られ、且帝國議會の權限は外國の議會に比して稍狭い。
- (四) 統治の作用については三權分立の制に規つてゐるが、統治權そのものは天皇の總攬し給ふところである。即ち立法權は

立憲政治と國民

帝國議會の協賛を以て、天皇、これを行ひ、司法權は天皇の名によつて、裁判所これを行ひ、行政權は國務大臣の輔弼によつて、天皇、これを親裁し、若くは行政官廳に命じてこれを行はしめ給ふのが、我が國立憲政治の要諦である。

何れにしても立憲政治は最も進歩した政治の方式であり、吾々の國家生活を秩序だてる最善の制度である。然しこの制度を眞に活用し得るか否かは、一に國民の政治的道德と知見の優劣に係るのであることを忘れてはならぬ。されば我が國立憲政治の興廢を双肩に擔ふべき使命を負へる我等青年としては、立憲政治下の國民たるべき知徳を修め、これを運用するに足るだけの素質を養ふことが何よりも大切である。

帝國憲法
憲法の意義

帝國憲法 立憲政治が憲法に基づいて行はれる政治であることは既に述べた通りである。憲法は國家統治權の所在と、その發

動の形式とを定めた根本法であつて、即ち國體及び政體はこれによつて明示せられ、國民の權利義務も亦これによつて保障せられるのである。

憲法はまた國家最高の法である。總べての法律や命令は憲法にその根據を置き、これに抵觸しない範圍に於てのみその效力を認められる。

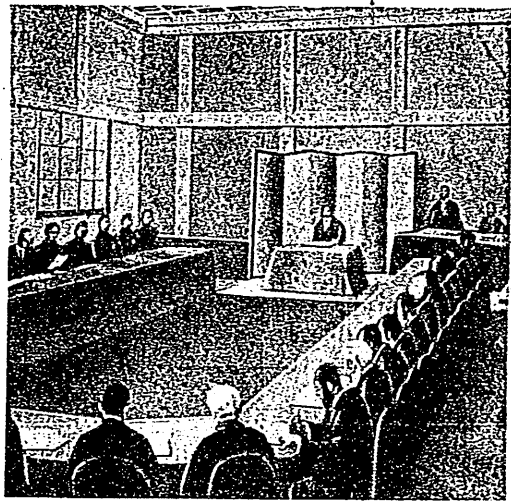
憲法はその法としての實質に基づいて、不文憲法と成文憲法とに分れる。不文憲法とは古來の國家的慣習がそのまゝ憲法としての效力を認められてゐるもので、英國の憲法はその著しい實例である。成文憲法とは法典の形式によつて明示されたもので、一般立憲國の憲法はこれに屬する。また憲法はその制定の由來によつて、民定憲法、欽定憲法、協定憲法の三種に分れる。民定憲法とは國民の代表者が國民の全般的意思に聽いて制定されたもので、

憲法の種別

北米合衆國の憲法はこれに屬する。欽定憲法とは君主の意思によつて制定されたもので、我が帝國憲法はその典型的なものである。協定憲法とは君主と國民との合意によつて制定されたもので、白耳義の憲法の如きはその實例である。

帝國憲法の沿革

我が大日本帝國憲法は明治天皇が國家の隆昌と臣民の慶福を希ひ給ふ御慮に基づいて欽定された成文憲法である。今簡単にその制定の沿革を述べると、明治元年三月十四日、天皇は五箇條の御誓文を公にし給ひ、其の一に於て、「廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」との國是を定め、立憲政治の大方針を宣揚し給うた。これは聖德太子が十七條憲法の中に、「大事ハ獨斷スヘカラス、必ス衆ト與ニ論スヘシ」と仰せられたのと同じの御精神に基づくもので、その由來する所頗る遠いものがある。かくて明治八年には元老院を設けて立法の事に參與せしめられると共に、大審院を置いて最



(舊陸館舊給宮神) 議會定制法憲

政治は名實共に確立されたのである。

高の裁判權を掌らしめ、更に十二年には府縣會を開き、遂に十四年十月に至り、明治二十三年を期して國會を開設すべき詔勅を下し給うた。かくて翌十五年には伊藤博文が海外に特派せられ、各國の立憲制度を視察して歸朝するや、宮中に制度取調局を置いて憲法の起草を命ぜられた。その結果遂に明治二十二年に至つて帝國憲法が發布せられ、翌二十三年には第一回帝國議會が召集され、ここに我が國立憲

帝國憲法の長所

かやうに帝國憲法は明治天皇の聖旨に基づいて欽定せられ、前にも述べた如く萬民歡呼の裡にめてたく發布されたもので、歐米諸國の憲法の如く、國民が君主の壓制を防止するため、流血の慘事を賭して漸くに購ひ得たものとは、根本的にその精神を異にするのである。憲法發布の勅語中に、朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、と仰せられたのは、實に帝國憲法の比類ない特質を物語るもので、國民が世界に向つて衷心誇とすべき點であると共に、今後益々聖旨を奉戴して國運の發展に邁進せねばならない所以である。

帝國憲法の内容

帝國憲法は七章七十六條から成り、第一章天皇第二章臣民權利義務第三章帝國議會第四章國務大臣及び樞密顧問第五章司法第六章會計第七章補則に分つて規定せられてゐる。なほ皇位繼承攝政等の如く、實質的には憲法的法規に屬する事項で、皇室典範に

帝國憲法の改正

規定されてゐるもの、あることは既に説明した通りである。憲法は國家組織の基礎となる法であるから、容易にこれを改廢すべきものではなく、特に其の國體に關する條規は萬世不易である。然し其他の個條は、或は時宜に従うて改正の必要ある場合も豫想せられるので、その改正に關する規定をも補則として定められてゐる。その手續は特に慎重な方法に依る。即ち其の議案の提出は勅命に依ること、憲法改正の議案に對しては兩議院各其の總員三分の二以上出席するを要すること、出席議員三分の二以上の同意を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ざること等である。なほ憲法及び皇室典範は攝政を置かれる間は其の改正を行ふことは出来ないことゝなつてゐる。(憲法第七三條)

臣民の權利義務

臣民の權利義務 立憲政治は法治主義をその重要な原則とする。隨つて憲法に依つて國民の權利義務は完全に保障せられる

自由權

のである。我が帝國憲法にはその第二章に於て、臣民の權利義務に關する規定が設けられ、各種自由の保障、請求、請願及び參政に關する權利等が認められてゐる。

(一) 自由に關する保障

- (1) 居住及び移轉の自由 臣民は法律の範圍内に於て居住及び移轉の自由を有する。(憲法第二二條)
- (2) 生命及び身體の自由 臣民は法律に依るの外、逮捕、監禁、審問、處罰を受けることはない。(憲法第二三條)
- (3) 住所安全の自由 臣民は法律に規定ある場合の外、その許諾なくして住所に侵入され搜索されることはない。(憲法第二五條)
- (4) 信書秘密の自由 臣民は法律に定めある場合を除く外、その信書の秘密を侵されることはない。(憲法第二六條)
- (5) 所有權保有の自由 臣民は法律により公益のために必要

請求及請願權

參政權

- な處分を受ける場合の外、その所有權を侵されない。(憲法第七條)
- (6) 信教の自由 臣民は安寧秩序を妨げず、及び臣民たるの義務に背かない限りに於て、信教の自由を有する。(憲法第二十八條)
- (7) 意思發表及び集會結社の自由 臣民は法律の範圍内に於て、言論著作・印行・集會・結社の自由を有する。(憲法第二十九條)
- (二) 請求又は請願に關する權利 請求權とは國法の定むる所に從ひ、國家に對して一定の行爲を請求する權利をいひ、これに次の三種がある。
- (1) 裁判請求權 臣民は法律の定めた裁判官の裁判を受ける權利を有する。(憲法第四條)
- (2) 請願權 臣民は相當の敬禮を守り、別に定められた規程(議院議令等)に從つて請願をなすことが出来る。(憲法第三〇條)
- (三) 參政の權利 參政權とは國法の定める所に依り、國家の機關

として公務に參與し得る權利をいひ、選舉權をその主要なものとするが、なほ次の如くこれを分つことが出来る。

(1) 文武官及びその他の公務に就くの權 臣民は法律命令の定める資格に應じ、均く文武官に任ぜられ、またその他の公務に就くことが出来る。(憲法第十九條)

(2) 議員選舉權及び被選舉權 臣民は法律命令の定める所に從つて各種の議員を選舉し、及びこれに選舉せられる權利を有する。(憲法第三十四條、第三十五條、衆議院議員選舉法、貴族院令、陪審法、町村制等)

自由權の制限 憲法は上述のやうに臣民に對して自由權を保障してゐるが、非常の場合に於て又は特別の任務を有するものに對して、自由權を停止し及び除外すべきことを規定してゐる。

(1) 非常時の制限 戰時又は國家事變の場合に於ては、天皇の大權施行の爲に臣民の自由權に制限を加へることを妨げない。(憲法第三一條)

權利の本質

(2) 軍人の除外 軍人は陸海軍の法令又は紀律に抵觸しない範圍に於てのみ自由權の適用を受ける。(憲法第二條)

要するにこれらの權利は、臣民の生命及び財産に關する利益を保護するもので、國家の安寧秩序を維持し、その健實な發展を圖る上に必要な事項である。故に國民は自己の權利を主張すると同時に、また他人の權利を尊重するの心懸けがなければならぬ。立憲政治の正當な發達は、國民各自が自他の權利を有效適切に行使することによつてのみ期せられるのである。

兵役義務・納稅義務

憲法はまた臣民の義務として、兵役と納稅の二大義務を明示してゐる。前者はいふまでもなく國家の獨立安寧を維持するため、後者はまた國家がその存立を完くし臣民の幸福を増進するため必要缺くことの出来ないものであり、それぞれ法律の定める所に從つて國民に義務の負擔を命ずるのである。(憲法第二條)

權利義務の本質

權利と義務とは相關的のものであつて、權利あるものは同時に其の權利を正當に行ふの義務があり、又義務あるものは同時に其の義務を果すの權利ありといふことが出来る。例へば選舉權の如きは公法上の權利であつて同時に義務でもある。兵役も健全なる男子の義務であつて同時に權利であると解釋せられる。

然して憲法はただ國民の義務として、その最も主要なものを擧げたに過ぎないのであつて、國民の義務は兵役と納稅の二に盡きるものではない。其他の義務は憲法に基づいて定められた法律命令に依つて課せられるのである。國民は常に法規の示す所に依り、忠實從順にその義務を果すことを心がけねばならない。

例題

- 一 立憲政治の特色とする諸點を擧げて説明せよ。
- 二 三權分立の意義を問ふ。
- 三 我が立憲政治の沿革を述べよ。

四 臣民の權利義務の重なる條項を舉示せよ。
五 權利と義務との相關關係を明にせよ。

第四課 帝國議會

帝國議會

帝國議會 立憲政治は民意を重んずる政治であり、その方法として議會制度を設け、國民をして政治に參與せしめることを特色とする。帝國議會は一にこの精神に基づいて設けられたものであつて、民意を代表して國の立法に參與し、兼ねて豫算の協賛その他間接に行政を監視する等の任務を有するものである。

二院制度

帝國議會は貴族院と衆議院との兩院から成立つてゐる。随つて兩院の議決が一致して、初めて帝國議會の議決が成立する。これを議會の二院制度といふ。(憲法第三三條) 二院制度は一院制度に比し

て次のやうな長所を具へてゐる。

- (一) 兩院各別に議案を審議する結果、議會の議決を慎重ならしめる効果がある。
- (二) 兩院互に相掣肘して他院の專横や輕率を抑へるに便である。
- (三) 一院と政府との間に衝突を生じた場合、他の一院がその間を調停し、國務の圓滑な進行を圖るに有效である。

貴族院の組織

貴族院は貴族院令の定める所により、皇族・華族及び勅任せられた議員を以て組織せられる。(憲法第四十四條) 然して貴族院令は、(一) 皇族議員(皇族男子の成年に達せられ、たもの全部。任期は終身。)(二) 公侯爵議員(滿三十歳に達した公侯爵全部。任期は終身。)(三) 伯子男爵議員(滿三十歳に達した伯子男爵で、同爵中から。任期七年。)(四) 勅選議員(國家に勳功ある滿三十歳以上の男子中から。任期終身。)(五) 帝國學士院會員議員(滿三十歳以上の男子で、勅任せられた者。任期七年。)(六) 多額納稅者議員(北海道各府縣に於て土地或は商工業に、就き多額の直接國稅を納める者百人中、選から一人又は二百人中から二人を。)を以て貴族院議員と定めてゐる。

衆議院の組織

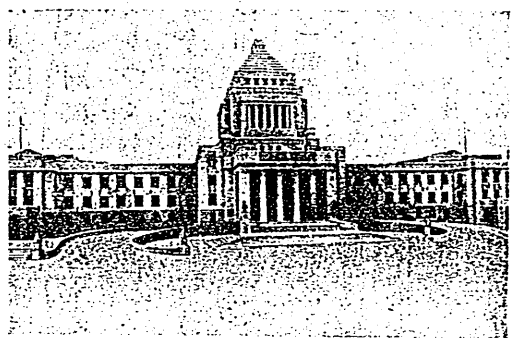
(貴族院令第一) 議員の總數は一定して居らない。

衆議院は選舉法の定める所に依り公選せられた議員を以て組織することゝ定められてゐる。(三五法第) 然して選舉法の規定する選舉及び被選舉の要件としては、帝國臣民たる男子であつて年齢二十五年以上の者は選舉權を有し、同じく年齢三十年以上の者は被選舉權を有することを原則としてゐる。(衆議院議員選) 議員の定數は四百六十六人である。

議員の選舉

議員の選舉 衆議院議員の選舉には制限選舉と普通選舉の二方法がある。制限選舉とは納税の多寡、教育の程度等を標準として、一定の資格要件を具へた者にのみ選舉權を與へる制度をいひ、普通選舉とはかゝる積極的の資格要件を設けず、特別の事由ある者の外は、原則として一般國民に選舉權を認める制度をいふ。從來我が國では、納税額を標準とする(直接國稅三回)制限選舉が行はれ、

普通選舉



(中設新) 衆事議會議國帝

全國有權者の數は約三百萬人に過ぎなかつたが、大正十四年以來普通選舉が實施されるやうになり、有權者數は一躍千四百萬人を數へるやうになつた。

普通選舉の本旨とするところは、財産上の制限を撤廢して、無産者にも選舉權を附與する點にあつて、總べての國民に平等にその權利を與へるものではない。随つて、(一)年少者、(二)禁治産者、準禁治産者、(三)破産者にして復權しない者、(四)貧困により生活のため公私の救助を受ける者、(五)一定の住居を有しない者、(六)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたもの等は、選舉權を認められてゐない。(衆議院議員選) なほ歐洲大戰後は、女

子にも選舉權を與へることが漸次各國に普及し、今日では男子にのみ選舉權を限るは眞正の意味に於ける普通選舉ではないとし、我が國に於ても、女子の參政權を認めようとする意見が漸次盛となりつゝある。

今我が國に現在施行されてゐる選舉制度の概要を述べれば、次の如くである。

現行選舉制度

(一) 選舉の手續

- ① 選舉人名簿 市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、その日迄引續き一年以上その市町村内に住居を有する者の選舉資格を調査し、一定期間(十一月一日より十五日間)市役所町村役場に於て一般の縦覧に供する。これを選舉人名簿といふ。
- ② 選舉區 議員を選出する單位となるべき地域を選舉區といふ。これに大選舉區制中選舉區制小選舉區制があり、我が現行法は中選舉區制に依り、一選舉區に配當すべき議員數は人口約十二萬に對し一名を配し、各選舉區の配當議員數は三名乃至五名である。

③ 投票 選舉の方法は單記無記名の投票に依つて行はれる。即ち選舉人は選舉の當日自ら投票所に到り、選舉人名簿と對照して投票用紙の交付を受け、自ら議員候補者一人の氏名を記して投函するのである。

④ 選舉機關 選舉事務に關する職員には、投票管理者、開票管理者及び選舉長がある。投票管理者は投票に關する事務を擔任する者で、市町村長を以て之に充てる。開票管理者は開票に關する事務を擔任する者で、市長又は地方長官の指定した官吏を以て之に充てる。選舉長は選舉に關する事務を擔任する者で、地方長官又は市長を以て之に充てる。

⑤ 當選人の決定 當選人を定めるについては比較多數制度を採り、法定の得票數ある者の中から有効投票の最多數を得た者を以て當選人とする。得票數同數の場合には第一に年齢順第二に抽籤順によつて之を定める。

(二) 選舉の取締

① 届出と供託 議員候補者の届出には、自薦届出と推薦届出の二つの場合がある。何れも法定期間内に選舉長に届出であることを要し、且保證金として二千圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要する。この供託金は候補者

の得票数が法定数に達しない時又は選挙の期日前十日以内に候補者たることを辞した場合に没収せられる。

② 選挙費用 選挙運動の費用は議員候補者一人につき、選挙区内の議員の定数を以て選挙人名簿に記載せられた者の総数を除して得た数を四十銭に乘じた額を超過することは出来ぬ。これは選挙に關する犯罪を未然に防ぎ、選挙費の濫費を防止せんとする爲の規定である。

③ 選挙事務所 選挙事務所は議員一人につき七箇所を超えるを得ないものとし、且選挙の當日に限り、投票所を設けた場所の入口より三町以内の區域にこれを置くことを得ないこと、又休憩所又は之に類似する設備は、選挙運動のために設けることを得ないことになつてゐる。

④ 選挙運動の方法 選挙運動の方法は言論文書に依るを原則とし、個別運動は之を禁止してゐる。即ち選挙運動のため無料郵便の差出、公立學校の設備の利用を認めると共に、戸別訪問及び對話的行爲に依る選挙運動を禁止して、選挙の公正を期してゐる。又内務大臣は選挙運動のために頒布し又は掲示する文書圖畫に關し、命令を以て制限を加へることが出来る。

⑤ 選挙運動者 選挙運動者は議員候補者、選挙事務長、選挙委員及び選挙事務員に限定するの外、演説又は推薦狀に依る運動は、何人とも自由になすことを認めてゐる。選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員は、運動のために要する實物の供給又は實費辨償を受けることが出来、且選挙事務員は報酬をも受けることが出来る。

選挙と國民

かやうにして選出された議員は、國民の代表として衆議院を組織し、重要な國務に參與するのである。故に通例之を代議士といふ。全國民に代つて其の意志を國家に致す意味である。されど代議士たるものは、決して其の選挙區や選挙人の代表では無く、随つて地方的利益の爲に、若くは選挙區の委嘱等に依つて活動するは其の本分ではない。言ひ換へれば、議員の選挙は、國民が參政權を行使する主要な機會であり、立憲政治が本來の機能を発揮する重要な方法であつて、國民は議員の選挙を通じてのみ、國家の政治

に参加することが出来るのである。立憲政治が代議政治と呼ばれる理由もこゝに存する。随つて若し國民が選舉權を輕視し、これを拋棄したり、濫用したりするやうなことがあれば、議會を通じて眞正の民意を反映せしめることは不可能となり、立憲政治は所謂衆愚政治に墮落して、その弊害測り知るべからざるものがある。故に國民は深く議員選舉の本旨を辨へ、自ら國家生活の改善と進展とを圖るの念を以て、その貴重な權利の行使に當ることが大切である。

議會の作用

議會の作用 帝國議會は常置の機關ではなく、随つてその作用の終始については特別の手續が必要である。この手續は天皇の大權に基づいて行はれる。(憲法第七條)

(一)召集 召集とは議會の作用を開始せしめるため、議員に對して一定の期日に特定の場所に集合を命ずることをいふ。然

召集

して議會には、毎年召集される通常會と、臨時の必要に基づいて召集される臨時會とがある。但し衆議院が解散を命ぜられた時は、解散の日より五箇月以内に議會を召集する。(議院法第一條第二條、憲法第四一、四三、四五條)

(二)開會 開會とは議會に議事の能力を與へる手續であつて、即ち召集された議員の院内に於ける部屬が決定し、議長・副議長が勅任せられて、議會が成立した後、これに活動力を附與すること

をいふのである。通常會の會期は三箇月を原則とし、臨時會の會期はその都度勅命によつて決定される。(議院法第三條、憲法第四二、四三條)

(三)閉會 閉會とは會期の終了により、議會の議事能力を失はせる手續である。然して閉會は會期を終るものであるから、まだ兩院の議決を経ない一切の議案・建議案等は、次期の議會に

開會

閉會

停會及び休會

は繼續せられることはない。(議院法第三六條第三五條)

(四) 停會・休會 停會とは會期中に議會の議事能力を停止する手續であつて、十五日以内の一定期間を定め、兩院同時に之を命ぜられる。停會は通例、議會と政府の意見が衝突した場合等に、議會の反省を促すために行はれる。休會は各議院の議決によつて議事を休止するもので、その期間には特別の制限はない。また衆議院解散の場合に於ては貴族院は必ず停會を命ぜられる。この場合の停會は閉會と同一の效力を生ずる。

(憲法第四四條、議院法第三三條第三四條)

解散

(五) 解散 解散とは衆議院議員の任期滿了前に、全議員の資格を喪失せしめることをいひ、衆議院の意見が眞に國民の輿論を代表せるか否かが疑はしい場合に於て、輿論の判斷に訴へるために行はれ、隨つて政府と衆議院とその所見を異にした場

議事の審議

帝國議會の權限

(一) 實質的權限

合に於て行はれることを通常とするが貴族院が政府に反對した場合に於て、民意を徵する趣旨から行はれることもある。貴族院に解散のないのは、それが國民の公選に依るものでないからである。(憲法第七條第四、四條第五條)

議事を開くためには、各議院共三分の一以上の議員が出席することを必要とし、議決は出席議員の過半數を以て決し、可否同數の場合は議長がこれを決する。なほ議院の會議は議事の公正を保つために公開し、一般國民は規定の手續に依り傍聽することを許されてゐる。

帝國議會の權限は實質的權限と形式的權限の二に分つて考へることが出来る。實質的權限とは國務の實質の上にその效力を及ぼすもので、立法に參與する權限と、財政に參與する權限をその主たるものとし、議會の作用中最も重要なものである。實質的權

限は兩院の議決が合致して初めてその效力を生じる。

(一)立法に關する權限 三權分立の精神に規る議會の最も基本的な權限であつて、次の數項に分れる。

(1)法律案に協賛すること。(憲法第三七條) 協賛とは未だ國法上の效力を生じない議案に對する事前の同意をいふ。總べて法律案は議會の協賛を経ることを必要とする。各議院は政府の提出する法律案に協賛を與ふるの外、また自ら法律案を提出することが出来る。

(2)緊急勅令に承諾を與へること。(憲法三八條) 承諾とは既に國法上の效力を有する勅令に對し、事後に於て同意を與へることをいふ。

(3)憲法改正案に協賛すること。(憲法七三條) 此の場合の協賛は、發案に對して可否を表するの外、是を修正する權を有たない。

(二)財政に關する權限 議會が政府の施政を監査する作用として重要な意義を有する權限である。

(1)豫算案に協賛すること。(憲法六四條) 政府提出の豫算案に對し、可否又は修正の議決をなすことで、議會がこれを議定せず、又は豫算不成立に終つた時は、政府は前年度の豫算を施行する。(憲法第六五條、第七一條)

(2)國債を起し、又は豫算外に於て國庫の負擔となるべき契約をなすについて協賛すること。(憲法六二條)

(3)豫算の款項に超過し、又は豫算外の支出をなしたる場合に、その支出の諾否を決すること。(憲法六四條)

(4)財政上の緊急處分について諾否を決すること。(憲法七〇條)

(5)歳出歳入の決算を審査すること。(憲法七二條)

つぎに議會の形式的權限とは、國務の内容には直接の影響を及

(二) 形式的權限

ほさず、ただ形式的又は間接的の效果を生ずるに止まるもので、各議院單獨に行使用することの出来る権限をいふ。その大要は次の如くである。

- (一) 上奏の權 (四九法條) 上奏とは議院の意思を天皇に對し奉りて表示することを用いふ。國務大臣彈劾の上奏の如きはその例である。
- (二) 建議の權 (四〇法條) 建議とは議院が法律又はその他の事件につき、その議決を政府に送致することをいふ。
- (三) 質問の權 (議院法第四八條 第五〇條) 議員は國務大臣の責任に屬する事項につき、質問趣意書に依り又は議場に於ける發言に依り、政府の答辯を要求することが出来る。
- (四) 請願受理の權 (五〇法條) 各院は人民の提出する請願書を受理することが出来る。

政黨

立憲政治と政黨

政黨の利弊

政黨 立憲政治は輿論を基調とする政治であるが、國民の政治に對する主義見解は必ずしも一樣ではない。そこで國民中政見政策を同じうする者が集つて團體を組織し、議會を通じてその實現を圖るやうになる。これが即ち政黨である。かくて議會に多數を占める政黨の首領が、大命を奉じて内閣を組織することになれば、衆議院に於ける自黨の多數議員を率ゐて、其の主義政策の實現に努めるのは必然の結果である。これを政黨政治又は議會政治と呼び、我が國では大正の末年頃から漸く政黨政治が行はれるやうになつた。

かやうに政黨政治は立憲政治の本質に基づく常道とも見られるのであるが、要は國家の爲に至誠事に當るか否か、國民の政黨に對する信頼の岐路である。從來稍もすれば黨派の利害や感情に驅られ、黨勢の擴張にのみ汲々として、眼中國家なく國民なきが

政黨と國民

如き傾向が少なくなかつた。その結果は徒に施政方針の變改や、官吏の交迭のみ頻出して、國務の澁滞無用の失費を多くするのみならず、其の一般人心に及ぼす影響も甚だ憂ふべきものがあつた。近來所謂政界淨化の聲高く、政黨員は勿論國民一般も亦漸く之を自覺するに至つたことは甚だ喜ばしいことと思ふ。何れにしても議會制度の下に於て、政黨政治を無視することは不可能であるから、歸する所は國民一般が深く政黨政治の本義を辨へ眞に民意を代表するに適はしい政黨を作り上げることに努力するの外はない。そのためには、政黨員は國家社會の全局の上に立つて政綱政策を確立し、具體的方法を調査して、其の言動を公明正大にし、國民はまた情實利害等に捉はれず、優良達識の士を選出し、常にその政策の實行を督勵するに努めることが肝要である。

(一 帝國議會の組織に就いて述べよ。



- 二 普通選舉の意義を説明せよ。
- 三 帝國議會の權限を明にせよ。
- 四 政黨政治の利弊に就いて考へよ。

第五課 國務大臣・樞密顧問

國務大臣

國務大臣の地位

國務大臣 立法及び司法に關する作用を除き、一般の國務は天皇が直裁し又は行政官廳に委任して行はしめられ、前の場合を特に天皇の大權と稱することは既に述べた。(第十二頁參照) この大權事項に關しては、國務大臣が之を輔弼することになつてゐる。

憲法には國務大臣は天皇を輔弼しその責に任ずると共に、總べて法律勅令其の他國務に關する詔勅は、國務大臣の副署を要することと定められてゐる。(憲法第五條) 輔弼とは天皇の國務上の大權行使に付き意見を奉り、又は御下問に奉答してその御採擇を乞ふこと

國務大臣の組織

を意味する。随つて若し大政にして過誤ある場合は國務大臣の輔弼その宜しきを得ない結果として、大臣は當然その責任を負ふべきものであつて、君命に藉口してその責任を免るゝを得ないのである。また副署とは御名に副へて署名することをいひ、大権の行使が國務大臣の輔弼に依つて行はれたことを公證する形式である。國務大臣は同時に内閣總理大臣または各省大臣として、行政各部の事務を統轄することを通常とする。然しまた内閣官制は時として各省大臣の外特旨に依つて國務大臣たるべき者のある場合をも定めてゐる。無省大臣(無任所大臣ともいふ)とは即ちこれである。(内官制第一〇條)然して國務大臣の地位権限と各省大臣の地位権限とは、これを明らかに區別すべきものであつて、前者は大権の行使を輔弼する憲法上の機關であるが、後者は行政各部の長官として、主任の事務を掌理する行政上の機關である。

國務大臣の責任

内閣

國務大臣の責任は自己の行爲に對する責任である。即ちその輔弼行爲について責任を負ふべきものであつて、天皇は神聖不可侵の地位にいまし、如何なる行爲についても責任を帶ばせらるべきものでないから、天皇に代つてその責を負ふものであると解してはならないのである。また大臣の責任には單獨責任と連帶責任との別がある。元來國務大臣は一團として天皇を輔弼する者でないことは、憲法第五五條に「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と示されてあることに徴して明かである。随つて或特定の國務が一國務大臣の輔弼に依つて行はれ、その責任も當該大臣が單獨に負ふべき場合がある。然しながら各大臣は皆國務の全範圍について輔弼の責に任すべきものであるから國務大臣の法理上の責任としては、内閣の連帶に歸するを其の本體とする。

内閣 國務大臣を以て組織する合議制の機關を内閣といふ。

即ち國務大臣が内治・外交・軍備・財政等重要な國務について合議を経、それに依つて天皇の大權行使を輔弼するのである。随つて大臣の責任といふ點について考へれば、内閣の議決は全員一致の意見に依るべく、若し重要問題について閣員の意見が一致しない時は、内閣は結局瓦解するの外はないのである。

國務大臣は一方には天皇の大權を輔弼する任務を有し、他方には各省大臣として各主管の事務を有するものであるから、閣議に附せらるべき事項もこの双方の職務を包含する。法律案及び豫算決算案、條約及び重要な國際條件、官制又は規則及び法律施行に係る勅令、勅任官及び地方長官の任命及び進退等の如きは前者に屬し、諸省間の主管權限爭議の裁決、各省の主任事務中重要なものの合議等は後者に屬する。(内閣官制第五條第六條)

政黨・内閣 近年我が國にも政黨・内閣の制度が發達するやうになつたことは既に

閣議事項

樞密顧問

樞密顧問の地位

説明した所である。これは直接憲法上の根據に基づくものではないが、議會制度に伴ふ一種の憲法的慣習である。立憲政治が民意を基礎とするは自然の結果であり、又國民の意思を代表するものは議會殊に衆議院であるから、衆議院に多數を占める政黨が内閣を組織することは、政務の進行上順當で且便利であるからに外ない。國務大臣の大權輔弼に關する責任を問ふべき機關について、憲法は何等の規定を設けてゐないが、議會は上奏又は決議の權能を用ひて、内閣彈劾上奏又は内閣不信任決議の形式によりその責任を問ふことが出来る。これは必ずしも政黨・内閣制度に於てのみ限られたことではないが、議會の信任を基礎とし、國民の輿望を背景とする政黨・内閣に於ては特にこの點が強調せられる。

樞密顧問 樞密顧問は天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議する憲法上の機關である。(憲法第五十六條)

樞密顧問は國務大臣の如く、自ら進んで天皇を輔弼し奉るものではなく、天皇の諮詢に依り合議體として意見を奉答するものであつて、且一般の施政に就いては關與することはない。(樞密院官制第八條)

樞密顧問の權限に屬する諮詢事項については、樞密院官制にこ

樞密院の組織

れを示してゐる。即ち憲法及び憲法附屬の法律命令に關する草案及び疑義・戒嚴の宣告外國との條約の締結皇室典範に於てその權限に屬せしめたる事項等はその主なるものである。(樞密院官制第六條) 樞密院は議長一人副議長一人及び顧問官二十四名を以て組織する。議長・副議長及び顧問官は年齢四十歳以上にして元勳練達の人より親任せられるのである。國務大臣はその職權上顧問官たる地位を有し、議席に列し表決權を有する。また成年に達せられた各親王は會議に班列する權を有し給ふのである。(樞密院官制第二條第四條第一)

その他の輔弼機關 宮内大臣及び内大臣は名は大臣であるが國務大臣とはその性質を異にする。即ち宮内大臣は宮中一切の事務につき輔弼の事に任ずるので國務には關係なく、内大臣も亦宮内官で國の官吏ではないが國務に關して常侍輔弼の任に當り、御璽國璽を尙藏し、人民より天皇に奉呈する請願書を審決することを職分とする。

例題

- 一 國務大臣の責任と其の地位を明にせよ。
- 二 樞密顧問の職資とは如何なるものか。
- 三 政黨内閣の意義及び其の利弊に就いて述べよ。

第六課 行政官廳

行政官廳

行政の意義

行政官廳 統治權の作用中、立法司法及び憲法上の大權事項を除いた殘餘の政務を行政といふ。即ち帝國議會裁判所及び天皇の親裁し給ふ政務を除いた一切の政務を總稱するもので、その範圍は極めて廣汎である。

國家の行政組織を大別すれば、官治行政と自治行政の二系統に分れる。官治行政とは國家が設けた機關に依つて行ふ行政をいひ、自治行政とは國家内の團體に人格を認め、その團體をして行は

行政官廳の意義

しめる行政をいふのである。
官治行政を行ふ機關を行政官廳といふ。行政官廳は天皇に隸屬し、その委任の範圍内に於て國家の意思を決定し、事務を處理し得る機關である。法律又は命令に依つて委任せられた政務の範圍は即ち其の行政官廳の權限であつて、之を職權といふ。例へば文部大臣は行政官廳であつて、教育・學藝・宗教に關する國家の意思を決定し、事務を處理するを其の權限とする如きものである。

行政官廳と補助機關

行政官廳には各省大臣・府縣知事の如く、一個人に依つて國家意思が決定されるものと、行政裁判所の如く、數人の合議に依つて決定されるものとの別がある。前者を獨任制の行政官廳、後者を合議制の行政官廳といふ。隨つて例へば文部省に於ける次官局長以下多くの官吏は文部大臣の補助機關であつて、行政官廳ではなく、文部大臣のみが行政官廳である。

行政官廳の種類

行政官廳の種類 獨任制官廳と合議制官廳との區別は、行政官廳を組織の上から見ての分類であるが、行政官廳は更にその管轄區域の上から見て、中央官廳・地方官廳・拓務官廳に區別することが出来る。

中央行政官廳

(一) 中央行政官廳 中央行政官廳とは最高の行政官廳であつて、その管轄が全國に及び、且地方行政官廳を監督する權限を有するものをいふ。左の五種の官廳がそれである。

内閣

1 内閣 は國務大臣が天皇を輔弼する合議の府であるが、一面に於ては合議制行政官廳としての職權を有する。例へば諸省間の主管權限に關する爭議の裁決、各省主管事務中重要な事項の合議等がそれである。

内閣總理大臣

2 内閣總理大臣 は國務大臣として内閣の首班たる職責を有する外、一面に於ては獨任制行政官廳としての權限を有する。

例へば恩給・統計・印刷等に關する事務はその主管に屬し、これらの主管事務に關して閣令を發する權限を有する。

内閣總理大臣の補助機關 としては内閣書記官長局長書記官秘書官等がある。また内閣總理大臣に附屬する機關として、資源局長官賞勳局總裁法制局長官高等試験委員文政審議會等がある。

各省大臣

3 各省大臣 も亦一面に於ては國務大臣として、天皇を輔弼する憲法上の機關であるが、一面に於ては獨任制の行政官廳として、各行政事務の一部を擔任し、その主管事務につき地方行政官廳を指揮監督し、また省令を發する權限ある官制上の機關である。現行の官制に依ると國の行政は、内閣及び内閣總理大臣の權限に屬するもの、外務・內務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・逓信・鐵道・拓務の十二省に分擔せしめ、各省大臣をその長官とし、これに政務次官・次官・參與官・局長・秘書官・書記官・事務官屬等

の補助機關が屬する。

行政裁判所

4 行政裁判所 は長官及び評定官を以て組織する合議制の行政官廳である。(憲法第六十一條) 違法の行政處分により權利を侵害せられたりとする者が、法律勅令の定むる所に依つて出訴した事件を審判するもので、行政訴訟に關する最高の決定機關である。

會計検査院

5 會計検査院 は會計検査官を以て組織する合議制の行政官廳であつて、官金の收支官有物及び國債に關する計算を検査確定して、會計を監督する職權を有するものである。(憲法第七二條) 殊に國家の歳入・歳出に關する審査權はその重要な權能に屬する。會計検査院は行政裁判所と共に憲法上の行政機關であつて、國務大臣に對し特立の地位を有する。

地方行政官廳

(二) 地方行政官廳 地方行政官廳とはその管轄が局部的地域に限られ、且中央官廳の指揮監督の下に地方的行政事務を擔當する

ものをいふ。これに又普通地方官廳と特別地方官廳との區別がある。特別地方官廳とは特殊の行政事務を管理する官廳であつて、例へば稅務に關する稅務監督局長、稅務署長、鑛業に關する鑛山監督局長、遞信事務に關する遞信局長等がそれである。普通地方官廳は一般に地方行政事務を管理する官廳であつて、次に列擧するものがそれである。

府縣知事

1 府縣知事 は主として内務大臣の指揮監督を受け、各省の主管事務については各省大臣の指揮監督を受け、府縣内に於ける一般行政事務を管掌する獨任制の行政官廳であつて、府縣令を發し、所部の官吏、下級地方官廳（支廳長、警察署長）及び市町村長を指揮監督する職權を有する。府縣知事の補助機關としては書記官、地方事務官、地方視學官、地方小作官、地方警視、地方技師、視學、屬警部、技手等があり、内務部、警察部（東京府には警察部を置かない）、學務部の三部（土木

北海道廳長官

警視總監

拓務行政官廳

置く府縣）に分れて一般行政事務を行ひ、書記官がその部長に任ぜられる。

2 北海道廳長官 は大體に於て府縣知事とその地位權限を同じうするが、拓地植民の事務を行ふ關係上、内務、警察、學務の三部の外に、土木部、拓殖部を置いてこれを管掌し、廳令を發する權限を有する。

3 警視總監 は東京府下の警察、消防衛生に關する事務を管掌する行政官廳で、所部の官吏及びその主管事務について管内下級官廳及び市町村長を指揮監督し、また警視廳令を發する權限を有する。

(三) 拓務行政官廳 拓務行政官廳は新領土の一般行政を管掌するもので、内地の行政官廳とは別個の組織の下に立つものである。即ち内地に於ては行政事務を各省に分配し、各省大臣は各、その主

朝鮮總督

管事務につき、地方官廳を指揮監督する權限を有するが、新領土の行政は殆ど一括して之を拓務官廳に委任し、拓務大臣がその監督の任に當つてゐる。

1 朝鮮總督 は新領土官廳中最も地位權限の重いもので、天皇に直隸し、朝鮮に於ける一切の政務を統理し、勅裁を要する事項については、内閣總理大臣を経て上奏し、法律に代るべき效力ある制令を發し、また總督府令を發する權限を有する。その補助機關としては、政務總監局長部長等があり、下級地方官廳としては各道(道十三)に知事を置き、其の下に府尹、郡守、島司、邑長、面長等を置いて行政事務を分擔せしめてゐる。

2 臺灣總督 は拓務大臣の監督の下に立ち、臺灣に於ける一切の政務を統理し、律令(朝鮮に於ける制令に相當する)及び總督府令を發する權限を有する。補助機關としては、總務長官、局長等があり、下級地

臺灣總督

樺太廳長官

方官廳としては、各州(州五)に知事(其の下に市尹、郡守を置く)、各廳(廳三)に廳長を置いて、地方行政事務を分擔せしめてゐる。

3 樺太廳長官 は拓務大臣の指揮監督を受け、内地の地方長官よりも稍廣い權限を認められ、部内の行政を管掌し、廳令(内地令省令に代るべき命令で、朝鮮、臺灣の總督府令に相當する)を發する。下級の地方官廳としては、支廳に支廳長がある。

關東長官

4 關東長官 は拓務大臣の監督を受けて、關東州の行政を統理し、併せて南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。主管事務に關しては、廳令發布の權を有する。

南洋廳長官

5 南洋廳長官 も拓務大臣の指揮監督の下に、委任統治地域たる南洋群島の行政を管理するもので、廳令を發する權限を有する。

官吏

總べて官廳を構成し、またはその補助機關の地位にあつ

て國家事務を擔任すべき義務を負うてゐる者を官吏といふ。官吏の任命は、天皇の大權に基づくものであるが、任命については特定の官吏の外は、法律命令の定めるところに従つて一定の資格を必要とし、(憲法第一〇條第一項、第五八條)且本人に受諾の意思あることを要する。

官吏の種類 官吏には文官武官の別があり、文官にはまた行政官司法官等の別があるが、官吏任免の形式の上から見れば、高等官判任官に分けることが出来る。高等官とは天皇が親ら任命し給ふ官吏をいひ、判任官とは行政官廳に委任して任免せられる官吏をいふ。高等官は更に任用の形式に依つて勅任官と奏任官とに區別される。

官更

高等官

勅任官
親任官勅任官中特に親任式を以て叙任するもの

奏任官……同三等から九等までに分つ

判任官……(一等から四等に分つ)

官吏の義務

官吏は國家に對して特別の關係に立つものであるから、一般臣民の負はない特別の義務を負擔する。即ち、(一)天皇及び政府に對

しては忠實にその職務を果し、(忠實の)(二)本屬長官の命令は柔順に遵守し、(服従の)(三)職務上は勿論私生活に於ても官吏たるの品位を辱めず、(品位を保つ職務を)(四)官の機密を漏洩しない(秘密を守つ職務を)こと等はその主なものである。

同時に、官吏はまた國家から特別の權利を與へられてゐる。即ち、(一)その生活を維持するために俸給を受け、(二)退官後は一定の條件の下に恩給を給せられ、(三)官吏としての地位の保障を受け、(四)一定の禮服・制服を着し、官名職名を稱する權利等は、その主なものである。

官吏服務紀律 官吏の義務は官吏服務紀律に規定せられてゐる。その主な條項を擧げると次の如くである。

(一) 凡そ官吏は 天皇陛下及び 天皇陛下の政府に對し忠順勤勉を主とし、法律命令に従ひ各其職務を盡すべきこと。

(二) 官吏は其の職務に付本廳長官の命令を遵守すべきこと。但し其の命令に對し意見を述べることは出来る。

(三) 官吏は職務の内外を問はず、威權を濫用せず、謹慎懇切なることに務むべきこと。

(四) 官吏は己の職務に關すると又は他の官吏より聞知したるを問はず、官の機密を漏洩すべからざること。

(五) 官吏は本廳長官の許可なくして擅に職務を離れ、及び職務上居住の地を離れることを得ない。

(六) 官吏は本廳長官の許可なくして營業會社の社長乃至役員となり、または本職の外に給料を得て他の事務を行ふことを得ない。官吏または其の家族が商業を営む場合に於ても同様である。

(七) 官吏は本廳長官の許可なくして其の職務に關し慰勞謝儀又は如何なる名義を以てするも總べて他人の贈遺を受けることを得ない。

例題

一 行政官廳の職責と其の種類を説明せよ。

二 行政裁判所の組織及び其の權限を述べよ。

三 官吏の意義及び其の服務の義務に就いて答へよ。

第七課 國 法

法

國 法

國法の本質

國法 人はそれぞれ利害や感情を異にするものであるから、若し總べての人が勝手氣儘な行動を取るならば、社會的共同生活は到底これを維持するに由がない。そこで社會生活の安寧と福祉とを圖るためには、そこに或一定の規律を設け、各人の行爲をこれに規らしめることが必要である。これを社會生活の規範といひ、道德や習慣や風俗などがこれに相當する。就中國家は最も複雑廣汎な社會であるから、特に精密で有力な規範が必要である。國法とは即ち國家がこの必要に基づいて定めた規範に外ならない。國法が他の社會規範と異なる所以は、それが國家の統治權に基づいて制定され、國家の權力に依つて強制せられるところにある。

國家が國民に對して一定の權利を認め、且一定の義務を命ずるのは、單にその行爲の準則を定めたものではなく、國權に依つて其の規程が維持され又強制されるのである。随つて國民が國法の命ずる所に従つて、從順にその義務を盡すならば、國家の認定する權利を保障されて、その利益を享受することが出来るが、國法を無視してその義務に違反するならば、その權利を奪はれ、刑罰を課せられるのである。これは國家が社會の安寧と秩序を維持し、社會生活の福祉を増進するための必要に基づくのであつて、國家が人類の生活に對して營むところの、最も崇高で且重要な使命に外ならない。

國法の種類

國法の種類 法は種々の標準によつて分類せられる。その主なるものを挙げると次の如くである。

(一) 成文法と不文法 法の成立する事情の差異に基づく區別

て、成文法とは文書の形式によつて制定されたものをいひ、不文法とは社會の慣習、國民の信念がそのまゝ、法としての效力を認められてゐるものをいふ。

(二) 公法と私法 法律關係の主體を標準とする區別で、公法とは國家と國民との關係を規定するものをいひ、(憲法、行政法、刑法、民法、訴訟法、民事訴訟法等)私法とは國民相互の關係を規定するものをいふ。(民法等)

(三) 普通法と特別法 法の適用範圍に基づく區別で、普通法とは總べての人と場所と事件とに通じて適用されるものをいひ、特別法とは特殊の人と場所と事件についてのみ適用せられるものをいふ。(刑法と陸海軍刑法、法令と總督府令、民法と商法等)

(四) 國際法と國內法 國家を標準とする法の適用範圍に基づく區別で、國際法とは國家相互間の關係を規定したものをいひ、(國際聯盟規約、不戰條約、萬國郵便聯合條約等)國內法とは國家の内部關係を規定したもの

をいふ。

以上の外なほ法を其の制定の形式に依つて分類すれば憲法・皇室典範の外に法律・命令・條例・規則等の別がある。

(一) 法律 は帝國議會の協賛を經、天皇の裁可を以て制定せられる國法である。裁可とは天皇が法律案を嘉納し給ふ行爲であつて、議會の協賛を經た法律案に對し、天皇の裁可を得て公布し、茲に始めて法律としての効力を生ずる。公布とは法律を一般に周知せしめる行爲で、その方法は官報に掲載するを以て例式とする。かくて公布せられた法律は即時または一定期間後に施行されるのである。(憲法第六條、公式令第六條第一、二條)

一 法律ハ公布ノ日より起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス但法律ヲ以テ之ト異リタル施行期限ヲ定メタルトキハコノ限ニアラズ(法例第一條)

一 皇室令勅令閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日より起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス(公式令第一條)

命令

法の尊重

(二) 命令 は帝國議會の協賛を俟たず、行政作用の形式として制定される國法である。命令には大權に基づき、天皇の親裁專斷に依つて制定される皇室令・勅令・軍令等と、行政官廳に委任して發せしめられる閣令・省令・府縣令等とがある。自治團體の制定する市町村條例・規則も亦命令に準ずべきものである。命令を以て法律を改廢することの出来ないことは、憲法に定められた原則である。但し緊要の必要に依つて發せられる勅令は、法律と同様の効力を有することは前に述べた通りである。(憲法第八條、公式令第一、二條)

法の尊重 國法を尊重することの大切なことは、教育勅語に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と示されたことによつても明らかであるが、吾々は法の本質の上から深くその理由を反省して見なければならぬ。

形式的理由

先づ法はその形式から見れば主権者の命令であり、國家が國民に對して課する強制である。これは國家生活の秩序を保持するために缺くことの出来ない必要に基づくものであつて、國法なくして國家は一日も存続することは出来ない。随つて法治國民は遵法の精神が徹底せなければならぬ。たとひ或種の國法が時勢の進歩によつて、不必要に歸するやうなことがあつても、それが廢止されない間は國民としてこれに服従する義務がある。況して今日吾々は、國家の重要な立法に參與することを許されてゐるのであるから、國法を尊重することは、自己を重んずる所以であるといはねばならぬ。

實質的理由

法はその内容から見れば共同生活の規範であり、個人の利益と社會の利益とを調和して、その健實な發達を圖ることを目的とする制約である。随つて法を否定することは共同生活を否定する

法と道德

法と道德との差異

ことであり、社會を弱肉強食の状態に陥れることになる。人類の棲息する所、大小となく社會が存し、社會の在る所、必ず法則を設けて、共同生活の福利を増進するに努めてゐるのも、法の無い所に集團生活の平和と幸福とを實現することは出来ないからである。世に道德は人則、法は民則であるといふのはこの理由に依るのであつて、國法を尊重すべき所以も亦こゝに在るのである。

法と道德 法と相並んで重要な社會規範をなすものに道德がある。道德は次のやうな諸點に於て、法とその作用を異にしてゐる。

(一) 法は主として人の行爲を規律するが、道德は心意と行爲の兩面を規律する。随つて、例へば物を盜まうとする意思があつても、實際に盜まない限りは法に觸れることはなく、また盜んでも發見されない間は法の制裁を受けることはないが、道德は行

爲の有無を問はず、かゝる意思そのものを排斥する。

(二) 法には必ず強制を伴ふが、道德には良心の呵責が伴ふ。随つて法はその違反者に對しては刑罰を以て臨むが、道德はただその遵由を良心の自由に委ねる。

(三) 法の規律する範圍は道德の規律する範圍よりも狭い。随つて法に違反する行爲は必ず道德にも背反するが、法に合致した行爲が必ずしも總べて道德に適ふわけでない。例へば隣家の火災を發見しながら傍觀してゐても、法はこれを違法として罰することはないが、道德はこれを人道に背くものとして責めるのである。

かやうに法と道德とはその作用を異にするが、兩者相俟つて國家生活の秩序を保ち、國民民福を増進することが出来るのである。ただ道德は法よりも更に根本的な規範であつて、法の根據は常に

法と道德との關係

道德に依つて支持せられ、法の規定も運用も道德的標準によつて律せられる。随つてまた法が眞によく遵守されるか否かは、一に懸つて國民の道德的信念の強弱如何によるというてもよいのである。



- 一 法律と命令との區別を問ふ。
- 二 法には如何なる種別があるか。
- 三 法律と道德との關係に就いて考察せよ。

第八課 裁判所

司法
司法の意義

司法 國法の制定は、天皇の大權や議會の作用に依つて行はれるが、既に設けられた國法の下にあつて、國家の法的秩序を維持することは、司法の作用に俟たねばならぬ。

司法とは民事及び刑事の裁判をいふのである。裁判とは具體的事實に對し、法を解釋してこれを適用することをいふ。民事裁判とは民法商法など私法に關する紛争を解決するための裁判で、刑事裁判とは犯罪に對して如何なる刑罰を科すべきかを決定する裁判をいふ。

司法權の獨立

司法作用が立法機關たる議會や行政機關たる政府とは別個の機關、即ち裁判所に依つて行はれ、議會や政府から全然干渉や拘束を受けないことを、司法權の獨立といふ。三機關の分立を原則とするは、立憲政治の一大特色をなしてゐる。即ち裁判官は司法權を行使するについて、法律に遵依する外、他より指揮命令其の他何等の干渉を受けることなく、自己の責任を以て嚴正公平に判決を下すのである。憲法はこの原則を實行する手段として、裁判官の地位の獨立を保障する。即ち裁判官は必ず法律に定めた資格あ

裁判所
裁判所の地位

る者を以て之に任じ、刑法の宣告または懲戒の處分に由るの外、その職を免ぜられることなく、且その懲戒の條規は法律を以てこれを定めることとなつてゐる。(憲法第五七條、第五八條)

裁判所 裁判所は天皇の名に於て、法律に依り司法權を行ふ憲法上の統治機關である。天皇の名に於て、とは天皇に代つてとの意味であつて、司法權そのものは固より天皇統治權の一部であるが、その行使は裁判所に委任し、大權として親裁し給はないことを明らかにしたものである。法律に依りとは、裁判所が司法權を行ふには専ら法規を以て標準とし、他の如何なる權力にも支配されないといふ意味であつて、所謂司法權獨立の原則を明らかにしたものである。なほ現在の制度に於ては、裁判所は民事刑事の司法本務の外、不動産登記準禁治産宣告法人設立の認可などをも、非訟事件として取扱ふことになつてゐる。

裁判所の種類

裁判所には通常裁判所と特別裁判所とがある。通常裁判所とは、裁判所構成法を以てその組織権限を定め、一般の民事及び刑事を裁判するものをいひ、特別裁判所とは、他の法規を以て特にその権限に属せしめられた特殊の民事及び刑事事件を裁判するものであつて、陸海軍軍法會議(陸軍軍法會議法 海軍軍法會議法)、領事裁判(領事の職務に關する法律)、朝鮮・臺灣・關東廳・南洋廳に於ける法院及び少年審判所などがこれに属する。

審級制度

通常裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四級に分れ、區裁判所は判事一人の單獨裁判、地方裁判所と控訴院は三人、大審院は五人の判事の合議裁判制度になつてゐる。輕微な事件は區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を終審の裁判所とし、その他の事件は地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を終審の裁判所とする。但し皇室及び國事に關する犯罪事件につい

検事局

ては、大審院は第一審にして且終審の裁判所である。第一審の判決に不服な者は上級裁判所に控訴し、控訴審の判決に不服な者は更に大審院に上告することが出来る。かやうに三級の審級制度を採用したのは法の適用の統一と裁判の慎重とを期するため外ならない。

各裁判所には検事局が附置せられ、相當な員數の検事が配せられてゐる。検事は刑事事件につき司法警察官を指揮して犯罪を捜査し、公訴を起すことを主要な任務とするものである。随つて検事局は裁判所の一部ではなく、また検事は司法官ではなく一種の行政官であつて、その職務に關して上官の指揮命令に従ふ。

裁判所の補助機關及び附屬職員 裁判所には判事の外書記執達吏廷丁等の補助職員があり、また裁判所附屬の職員として公證人及び辯護士がある。

書記は記録會計に關する事務を取扱ひ、執達吏は區裁判所に屬して文書の送達及

び判決の執行に當る。

公證人は人民の委託に應じ民事に關する公正證書を作成することを職務とし辯護士は當事者の委託を受け又は裁判所の命令に従ひ訴訟の代理事件の辯護に當ることを職務とする。

判事又は檢事に任ぜられるには成規の試験に合格し試補として一年六ヶ月以上裁判所及び檢事局に於て實務の修習を爲し且考試を経た者又は三年以上帝國大學法學部教授若しくは辯護士たる者たることを要する。判事及び檢事は終身官として刑法の宣告又は懲戒の處分に由らない限りは其の意に反して免職せらるゝことはない。但し一定の年齢に達した者は當然退職者として在官のまゝ現職を退くことになつてゐる。

訴訟・調停

訴訟・調停 總べて裁判は訴訟の提起によつて行はれるもので、訴訟を起す者を原告、その相手方を被告といふ。訴訟には民事訴訟と刑事訴訟との別がある。

民事訴訟

(一)民事訴訟 とは人民相互の間に權利の争があつた場合に、國家がその争を裁斷する手續をいふのである。それには先づ

刑事訴訟

原告が訴狀を裁判所に提出すると、(區裁判所は口頭にてても可)裁判所は一定の期日に原告・被告双方を召喚して、口頭辯論を行はしめ、當事者各自の主張に基づいて證據調を行ひ、充分の審理を遂げたのち判決を下すのである。この判決に不服な者は、一定の期間内に上訴^(控訴又は上告)することが出来る。上訴期間が経過するか、又は上訴の方法が盡きた時は判決が確定する。判決が確定した時は勝訴者は執達吏によつて強制的に判決の内容を執行することが出来る。

(二)刑事訴訟 とは國家が犯罪者に對して刑罰を課する手續をいふ。それには犯罪の捜査が終つた後、檢事が原告となつて公訴を提起する。(此點に於て私人の起訴を待つて開始される民事訴訟と趣を異にする)公訴には、事件の性質に依つて直ちに公判を請求するものと、豫審を請求するものとの二がある。豫審とは檢事の起訴に基づき、豫審判事が被

調停

告人の訊問、證據材料の蒐集及び證據調を終つた後、公判に移すや否やを決定することをいふ。公判とは、事件を正式に審理して判決を下す手續をいひ、先づ判事が被告人を訊問し、證據調を終つた後、檢事が法律適用について意見を陳述し、被告人または辯護士はこれを承認又は抗辯し、最後に裁判長たる判事が、單獨に又は陪席判事と合議の上、判決を下すのである。裁判の公正を保障する爲に、裁判の對審判決は之を公開するを以て原則とする。但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは、法律に依り又は裁判所の決議を以て、對審の公開を停めることがある。

(五九條)
(五九條)

裁判所は訴訟の裁判に當る外、また爭議の調停に任ずる。調停とは私權に關する争を訴訟の方法に依らず當事者双方の妥協と互譲とに依つて穩和圓滿に解決することを趣旨とし、第三者たる

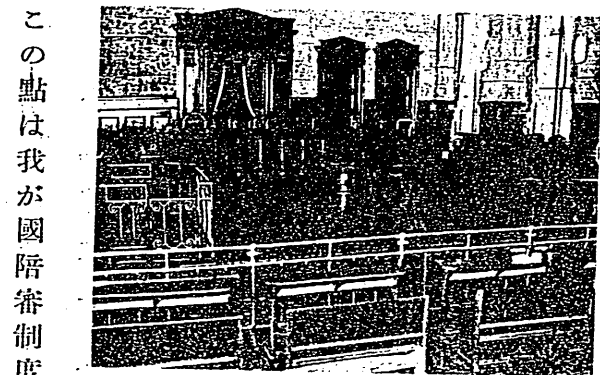
調停の手續

調停者が中間に立つて斡旋し、平和的に解決の方法を構ずることをいふ。調停に關する立法として現在實施されてゐるものに、借地借家調停法、小作調停法、商事調停法などがある。

今一例として小作調停に關する手續の概略を述べると、小作料その他小作關係に付き争が生じた場合に、當事者(地主又は小作人)が區裁判所または地方裁判所に對し、書面または口頭によつて調停の申立をすると、裁判所は自らその調停をなすか、若くは調停委員會をして調停に當らしめる。調停委員會は調停主任(判事がこれに當る)一人と委員二人以上を以て組織され、當事者總代や利害關係人の陳述を聞き、或は證據調べを行つて秘密の間に評議を遂げ、穩當な條件に依つて調停を行ふのである。調停が成立して裁判所が認可決定を與へると、當事者間には和解契約が成立したことになり、調停の條項に従つて、新に私法上の權利義務が発生する。

陪審

陪審 近來法律思想の進歩に伴つて、一般國民を裁判手續に參加せしめ、判決の適切公平を圖らうとする趣旨から、我が國に於ても陪審制度が實施されるやうになつた。



陪審法庭

この點は我が國陪審制度の特色といふべきである。

それには國民中から一定數(十二)の陪審員を選出し、個々の事件について評議をなさしめ、その事實に關して意見を答申させ、裁判長はこれを斟酌して判決を下すのである。但し陪審に附すべき事件は刑事事件に限られ、陪審員はただ犯罪事實の有無に關してのみ答申し、且裁判官は答申の内容に拘束されないこととなつてゐる。

我が國陪審制度の特色

陪審事件

陪審事件には法定陪審事件と請求陪審事件とがある。

(一) 法定陪審 放火・殺人等その刑が死刑または無期の懲役、若しくは禁錮に該る事件は、當然陪審の評議に附せられる。(第二條)

(二) 請求陪審 窃盜・詐欺等その刑が長期三年を超える有期の懲役または禁錮に該る事件で、地方裁判所の管轄に屬するものについては、被告人の請求ある場合に陪審の評議に附する。

(第三條)

陪審員となるべき資格は、三十歳以上の帝國臣民たる男子で、續き二年以上同一市町村に住居し、續き二年以上直接國稅三圓以上を納め、読み書きを爲し得る者と定められてゐる。(但しこの原

は禁治産者不具者等の如き、缺格者、市町村長、小學校教員等の如き、除外者、被害者、被告人の親族等の如き、除外者、六十歳以上の者在職の官吏等の如き、辭退可能者がある)

かやうに陪審制度は、司法權の行使に民意の參與を認めるもので、議會制度と相並んで法治主義の理想を具體化したものと見ら

れるが、我が國に於てはこの制度實施後日なほ淺く、國民一般にその精神と手續とが理解され活用されてゐない憾がある。今後吾は深く陪審法の本義に留意して、その妙用を發揮するに努めることが大切である。

例題

- 一 司法權の獨立の意義を述べよ。
- 二 裁判所の構成に就いて説明せよ。
- 三 検事の職責を問ふ。
- 四 陪審制度の利弊に就いて考察せよ。

第九課 國防

國防

國防 國際間に平和の望ましいことは言ふまでもないことで、戦争の慘禍の恐るべきことは、世界大戰の經驗に徴しても明か

國防の必要

ある。そこで大戰後世界の永久平和を確保するために國際聯盟や不戰條約が設けられるやうになつた。然し一方では、國際間の經濟的競争は日を逐うて益、深刻となり、國家間の政治的反目も決して終熄を告げてゐない。故に現在の狀態に於ては、國家が國際間に有利の地歩を占め、一朝有事の際に優勝の立場を保つため、平素から國防の充實を怠ることは出来ぬ。

國防の基準

世界大戰以前には、各國共に軍國主義を採用し、他國の侵略や征服を目的として、競争的に軍備の擴張に努めた。然し國際關係の緊密となつた今日に於ては、侵略のための戦争は許されなければかりでなく、過大の軍備は却つて國力の減退を來す結果になるから、近來は軍備縮少を目的とする國際會議が屢開かれ、無益の軍備競争を避けて、戦争の機會を少くし、各國民の負擔を減じようとするに至つた。そこで今日の國防は、主義として一國が他國の不當な

國家總動員

侵略に對抗し、自國の利益と體面とを擁護することを主眼とするやうになつたのである。

また従前の戦争は武力對武力の戦争であり、随つて敵の軍隊や軍艦を撃破し殲滅することが、その第一の目的とされてゐたから、その動員も亦單に陸海軍の人馬材料を整備し補給するに止まつてゐた。然るに世界大戦は戦争に對する從來の觀念を一變し、將來の戦争は國民全員對國民全員の戦争であることを明かにした。そこで最近では國家總動員計畫が實施せられるやうになり、非常時に際して、國家が有する人的物的一切の資源を擧げて、軍の需要に應ぜしめるための方法が研究せられてゐる。随つて國防に對する觀念もおのづから一新せられ、交通といはず産業といはず經濟といはず教育といはず學術といはず、國家的活動の一切を擧げてこれを國防的施設と見るやうになつた。故に現代の國民は古人

兵役

の所謂「治に居て亂を忘れず」の心掛が何よりも大切である。

兵役 國民として直接國防の任務を擔當するの義務を兵役といひ、帝國憲法は納税と相並んでこれを國民の二大義務と定め、所謂國民皆兵制度を採用してゐる。(憲法第

徴兵制度

兵役に關する規定は、兵役法その他の法令に依つて定められ、帝國臣民たる男子は、不具癡疾・重罪人(六年の懲役または禁錮以上)でない限り、滿十七歳より滿四十歳に至るまで兵役に服する義務がある。

兵役は健全な身體と通常の性能とを具へた國民の等しく服すべき義務であると共に權利であるといふことが出来る。今兵役に關する規定の概要を擧ぐれば次の如くである。

徴集の手續

(一)徴集の手續 年齢滿二十歳に達した男子は、徴兵適齡の届出をして徴兵検査を受けねばならぬ。その結果徴募者の體格によつて、これを甲種・乙種(現役に適する者)・丙種(國民兵役に適するも)・丁種

兵役の種類

(兵役に適用しない者) 戊種(兵役の適用を判定し難い者)の五級に分ち、甲乙丙を合格とし、甲乙種合格者は身材・藝能・職業等によつてその兵種を定め、抽籤により毎年所要の人員を現役兵または補充兵として徴集する。抽籤に洩れた者と丙種合格者は國民兵役に入れ、丁種は兵役を免ぜられ、戊種は検査を翌年に延期せられる。

(二) 兵役の種類 兵役はこれを常備兵役・後備兵役・補充兵役及び國民兵役に分つ。

(一) 常備兵役

現役	陸軍 二年	現役中在替せしめる
海軍 三年		
豫備役	陸軍 五年四月	現役を終つた者がこれに服する
海軍 四年		

(二) 後備兵役

陸軍 十年	常備兵役を終つた者がこれに服する
海軍 五年	

(三) 補充兵役

第一補充兵役	陸軍 十二年四月	現役中在替せしめる
海軍 一年		
第二補充兵役	陸軍 十二年四月	現役を終つた者がこれに服する
海軍 一年		

又、現役中在替せしめる者、補充兵役を終つた者がこれに服する。

(四) 國民兵役

第一國民兵役	後備兵役を終つた者及び軍隊に於て教育を受けた補充兵で、補充兵役を終つた者がこれに服する
第二國民兵役	以上何れの兵役にも属しない者で、年齢十七年より四十年に至る者がこれに服する

我が國の軍備

我が國の軍備 國防に關する作用は總べて天皇の親裁し給ふところ、帝國憲法は天皇が陸海軍を統率し給ふと共に、陸海軍の編制及び常備兵額を定め給ふことを明示してゐる。(憲法第一二條)これを天皇の軍事大權といひ、その作用の上から見て、軍令權と軍政權とに分つことが出来る。

軍事大權

(一)軍令權 とは軍隊を統帥し、戰鬥力の發揮を目的とする權能である。軍令權の輔弼機關としては、陸軍に參謀總長、海軍に軍令部長があり、共に國防用兵作戰に關する機務に參劃し、また別に重要軍務の諮問機關として軍事參議院、軍事上の最高顧問として元帥府が設けられてゐる。

(二)軍政權 とは軍備を維持し經營するための權能であつて、陸海軍を編制し、常備兵額を決定する等の作用がこれから生ずる。軍政權は國務大臣の輔弼に依つて行はれる天皇の大權である。

陸軍は内地を十四師管區に分ち、各師管區に一個師團を配置して常備軍の主力とし、別に東京には近衛師團、朝鮮には二個の常駐師團を置く。師團の下に歩兵、騎兵、野砲兵、山砲兵、騎砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、工兵、鐵道隊、電信隊、飛行隊、氣球隊、輜重兵等の各

陸軍

海軍

兵種又は其の一部が隸屬してゐる。朝鮮、臺灣、關東州にはそれぞれ軍を置く。軍司令官及び師團長は天皇に直隸し、麾下諸部隊を統率すると共に、各地方の防衛に任じてゐる。

海軍は帝國の海岸及び海面を三海軍區(橫須賀、佐世保、舞鶴)に分ち、各區の軍港に鎮守府を置き、その下に五要港部(舞鶴、鎮海、大湊、順馬、公大湊)を設けてゐる。

各鎮守府には鎮守府司令長官があり、天皇に直隸して麾下艦船部隊を統率し、管區内の海面及び沿海の警備に任ずると共に、また海軍大臣の命を承けて軍政を掌る。艦船はこれを艦隊に分ち、二個以上の艦隊を以て聯合艦隊を編成する。艦隊司令官または司令長官は天皇に直隸し、麾下の艦隊を統率し、隊務を處理する。

國防と國民 國防は國家が獨立自存を完うするための重大な作用であるから、その充實を圖ることは國民の最も緊要な責務である。國防の責任を軍人のみが擔當するものゝ如くに考へ、一般

國防と國民

國民はこれに對して無關心の態度を採るが如きは、大なる誤である。國家の全力を擧げて勝敗を競ふべき將來の事變に備へる爲には、全國民が一致協力して、國防の整備に努力すると共に、一朝有事の際は、國民全員が起つて國難に當るの覺悟がなければならぬ。殊に我が國は元來天然の資源に乏しく、その經濟力に於て到底歐米諸大強國に比肩し得ないばかりでなく、航空機その他最新の兵器に於ても猶及ばざる點が少くない。これらの缺陷を補填して、國防の安固と完璧を期することは、今後に於ける國民全般の努力に俟つの外はないのである。

なほ國防充實の爲には、現役軍人の外、在郷軍人の力に俟つものが少くはない。現に在郷軍人の組織せる帝國在郷軍人會は、平素この趣旨を能く貫徹せしめる爲の團體であつて、常に在郷軍人の品位を高め、平時は各自其の職業に勉め、一朝有事の時には立ちて

國家の干城たるの任務を盡すことに遺漏なきを期してゐる。國民一般も能く其の意義を理解し、これを後援して其の發達に力を致さねばならぬ。

例題

- 一 國防の目的とする所は何處にあるか。
- 二 兵役制度の概要を表示せよ。
- 三 國家總動員の意義を問ふ。

第十課 國 交

國 交
國交の必要

國家が國防を固うするのは非常時に備へるため、平時は互に國交を厚うして世界の平和に貢獻し、共存共榮の實を擧げることゝ務めねばならない。

社會の發達の不充分な時代には、交通取引は一國一地方に限られ、國家間の交渉は殆ど行はれなかつたが、交通機關が發達し、經濟

國際機關

上の欲望が増加するに従ひ、國家間の通商貿易も次第に頻繁となり、宗教學問藝術など、文化上の交渉も緊密の度を加へるやうになつた。そこで世界各國は互に修好を結び、和親協同して世界の平和を維持し、人類文化の發達に努めることになつた。今日、國家が孤立して發展を期し得ないことは、個人の場合と同様であつて、國家は互にその有無を通じ、思想學藝を交換し合つて、初めて國家としての存在を保つことが出来るのである。

さて國交の任務に當るものを國際機關といふ。外務大臣外交官及び領事官は即ち是である。

(一) 外務大臣 は一面國務大臣として天皇を輔弼し奉ると共に、外務行政を管理し外交官及び領事官を監督する。

(二) 外交官 は外務大臣の監督の下に立ち、外交事務を處理するため海外に派遣せられる官吏で、國際間の禮遇の上から特命

外交官

領事官

全權大使特命全權公使、辦理公使、代理公使の四階級に分れてゐるが、その主たる職務は何れも本國を代表して、駐在國との政治的交渉に當り、その國に在留する日本國民の保護に任ずるにある。外交官及びその隨員(參事官書記官外交官補書記生等。普通は並に家族は、治外法權及び不可侵權を認められ、隨つて駐在國の法律及び裁判に服せず、關稅その他一切の租稅を免除せられ、身體及び榮譽の不可侵を保障せられてゐる。)

(三) 領事官 は外務大臣及び駐在國に於ける本國外交官の監督の下に立ち、本國民の通商航海に關する利益を保護増進すると共に、在留本國人の保護取締に任ずることを主たる職務とする者で、總領事領事副領事及び領事官補の四級に分れ、外に名譽領事がある。

領事裁判權 領事官は元來外交官のやうな特權を有する者ではないが、條約に依

りその職務遂行に必要な限度の權利を認められてゐる。殊に支那波斯埃及等未だ法治國として完全な發達を遂げてゐない國に於ては、領事はその國に在留する自國民の民事及び刑事の裁判を自國の法律に依つて行ひ得る權限がある。これを領事裁判權といふ。

條約 かやうに國際關係が複雑となるにつれて、相互の利害に衝突を來す危険も増加するやうになるから、國家間に法的規範を設ける必要が生じ、國際法の發達を見ることになつた。

國際法とは、多數の國家が集つて國際團體を組織し、互に國家間の權利義務を定めた國際的の法規及び慣習で、第十六世紀から第十七世紀の始にかけて發達したものである。これに平時國際法と戰時國際法とがある。前者は平時に於ける國家間の權利義務を定めた法であつて、國家の權利義務、國家間の外交並に社會的關係條約及び國際紛争解決の方法に關する事項等が、その主要な内容をなしてゐる。後者は戰時に於ける交戰國及び中立國の權利

條 約

國 際 法

義務を規定した法で、戰鬪員以外の交戰國民及び中立國民が、戰爭に依つて受ける慘禍を輕減することを目的とする。

國際法は近世に入つて發達したものであるから、國內法の如く完備したものではなく、また國家以上の權力に依つて設けられるものでないから、その權威は一に各國の國際道義心に依つて維持するの外はない。

條約とは特定の國家間の合意に依つて成立した法的規律で、國際法の主要な法源をなすものである。我が國では條約の締結は天皇の大權に屬し、(これを外交大權といふ)帝國議會の干涉を許さないものとされてゐる。(憲法第三十三條)條約の締結には當事國から全權委員を派遣して會合協商させ、一定の合意が成立した時は條約書を作成し、全權委員各自これに署名調印し、更に各本國元首の批准を経て確定する。その相手國に對する意思表示は批准の交換に依り、國民に

條 約

對する意思表示は公布に依り、共に法規としての拘束力を生ずるのである。

條約の内容には種々あつて、例へば犯罪人引渡條約、講和條約等の如き政治上の條約や、通商航海條約、郵便電信條約等の如き經濟上の條約や、著作物保護同盟の如き學術上の條約がある。現在我が國の締約國は五十餘箇國に上つてゐる。この中政治上の條約として最も注目すべきものに最近の不戰條約がある。

不戰條約は一九二八年(昭和三年)米國務卿ケロッグの發案に基づき、十五箇國代表者の賛同を得て成立した多邊的な條約であつて、その主旨とするところは、締約國は國際紛争を解決するため戰爭の手段に訴へることを非とし、國家の政策の具としての戰爭を拋棄することを宣言すると共に、今後一切の國際紛争は平和的手段によつて解決すべきことを約した點にある。この條約は大戰後

不戰條約

再び險惡化しつゝある國際政局を緩和し、侵略的戰爭を防止することによつて、世界の平和を確保せんとするものであつて、現在その締約國四十六箇國を數へ、國際聯盟と相並んで、最近の國際關係上に重要な意義を認められてゐる。

國際協同

國際協同 國家は使節の派遣、條約の締結などによつて、相互の親善を圖ると共に、また種々の國際的協同事業を起して世界の平和に貢獻し、人類共通の福祉を増進するに努めてゐる。この種の事業に屬する主要なものには、萬國赤十字社、萬國農事協會、國際労働會議、萬國平和會議などがあるが、就中最も重要なものは國際聯盟である。

國際聯盟の成立

國際聯盟は世界大戰に依つて戰爭の慘禍を痛感した列國が、各國民の熱望を容れて世界の恆久平和を實現するため、米國大統領ウィルソンの提議に基づいて組織した國際團體で、その加盟國の

數は五十四箇國を數へ、その崇高な使命と廣汎な事業とにより、世界史上に特筆せらるべき意義を具へてゐる。我が國は夙に關係諸大國と協力してその創設に盡力し、引續き主なる加盟國の一員として重要な地位を占め、その健全な發達に多大の貢獻を致したが、近年滿洲事變及び滿洲國の獨立に關して、聯盟の執つた處置が、我が國の正當なる主張と合致せざるに至つた爲、聯盟を脱退するの止むを得ないこととなつた。併しながら國際平和の確立に向つて努力せんとする國是は、これに依つて毫も變ることはないのである。

國際聯盟の目的

聯盟の目的とするところは、國家相互の親善を厚うして國際恆久の平和を確保し、更に進んでは國際協力を促進して人類共同の福祉を増進せんとするにある。その本質は國家の上に超越した世界的國家ではなく、加盟國の合意に基づき一定の權限を有する

國際聯盟の事業

國家聯合である。随つて聯盟は加盟國の獨立權を尊重すると共に、加盟國間の紛争については武力の行使によらず、國際間の道義と法規の力によつて平和的解決を圖ることを其の使命としてゐる。

國際聯盟規約前文 條約國ハ戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

聯盟はその目的を達成するため、二十六箇條の國際聯盟規約を作成し、この規約に基づいて種々の事業を遂行する。即ち、(一)加盟國は自衛のために必要な程度にまで軍備を縮少し、(二)相互に領土保全及び政治的獨立を尊重し、(三)加盟國間に國交斷絶の處ある紛争が発生した時は、その事件を仲裁裁判(萬國平和條約により設けられた仲裁裁判所の裁判)または聯盟理事會乃至常設國際司法裁判所の審査に附し、その判決ま

たは報告後三ヶ月を経過するまでは、絶対に戦争の手段に訴へることを許さない。若し加盟國が此等の約束を無視して戦争に訴へた場合は、當然總べての加盟國に對して戦争行爲をなしたものと看做され、加盟各國はこれに對し直ちに一切の通商上金融上の關係を斷ち、違約國との交通を杜ぐ等の制裁を加へることとなる。 (四) その他聯盟はまた人類共同の福祉を増進するため、國際勞働機關を設けて勞働狀態の改善を圖り、婦女及び小兒の賣買を禁じ、阿片その他有害藥物の取引を監督し、疾病の豫防撲滅を圖るために赤十字の保護獎勵に努めるなど、各方面に活動を續けてゐる。

これらの事業を遂行するため、國際聯盟には聯盟總會、聯盟理事會、聯盟事務局の三機關が設置せられ、なほ聯盟に附帶する自治機關として、常設國際司法裁判所と國際勞働機關が設けられてゐる。

國際聯盟の機關

聯盟總會は全加盟國の代表者を以て組織せられ、聯盟規約の改正、新加入國の承認、聯盟豫算の監督、理事會の報告の討議などを行ふもので、毎年一回開かれることとなつてゐる。また聯盟理事會は英、獨、佛、伊及び我が國(最近の聯盟脱退により事實上的にその地位に居らない事)等十四の加盟國(上記五國を常任理事國、その他の九國を非常任理事國といふ)を以て組織せられ、軍備縮少案の準備、委任統治の監視、少數民族の保護監督、國際紛争の審査等をその權限とし、毎年四回開催せられる。

國交と國民

國交と國民 國防が國民一般の協力一致によつて營まれねばならないと同様に、國交も亦國民一般の輿論を基礎として行はねばならぬ。國交が元首や外交官のみによつて爲されたのは過去の事で、國民相互の交際や接觸が頻繁に行はれ、國民全般の國際的知識が進歩した今日にあつては、國民が直接間接外交に參與する機會と範圍は著しく増大した。近時國際的の宗教團體慈善事

國民外交

業、學術會議などが、頻々と營まれるやうになつたのもその現れてあつて、謂はゆる國民外交の名の用ひられる理由も亦ここにある。これは國家的見地から考へれば、一國外交の權威を重からしめる所以であり、國際的立場から見れば、各國民相互の理解と友誼とを増す所以である。故に外交の局に當る者は、民意に基づいて國策を樹てることに努めると共に、國民も亦國論を統一してその支持を圖り、相率ゐて邦家の國際的地位を高め、列國との協調親善に貢獻しなければならぬ。

國際道義

然し國交が如何に輿論に基づいて行はれるにしても、それが國際正義と人道とに立脚しない限りは、人類全體の平和と幸福に寄與することは出来ない。國交は固より國家の獨立を根柢として營まれるものであるから、國家の利害と感情の重んずべきことは言ふまでもないが、偏狹な愛國心に驅られて、國際道義を顧みない

が如きは深くこれを愼まねばならぬ。我が國は由來東洋の君主國として公正な外交方針を採り、常に列國間に重きをなして來たのであるが、列國中には稍もすれば我が國を以て好戰的侵略的國家の如くに誤傳し、或は口に正義人道を唱へて、陰に利己的野望を包藏し、他國の利害や感情を無視して憚らないやうなものもある。我が國民は今後も常に開闢以來の傳統的王道を以て立ち、至誠を披瀝して、國際外交のよき指導者となるの覺悟が肝要である。

一 外交官の任務と其の特權を説明せよ。

二 國際法とは如何なる法か。

三 不戰條約の要旨を述べよ。

四 國際聯盟の由來と其の本來の任務に就いて述べよ。

五 國際道義の重んずべき所以を考察せよ。

例題

歳入と歳出
財政の意義

第十一課 財政

歳入と歳出 國家が外交を修め、軍備を固め、警察を整へ、産業を奨め、交通を開き、教育を興すなど、多方面の作用を営まねばならぬことは既に述べた通りであるが、これ等多方面の活動を営むためには、多額の経費を必要とすることであるから、國家はこの経費に充てるため種々収入の道を講じ、需要に応じてこれを支出することを圖らねばならぬ。これが國家活動の根柢ともなるべき重大な要件である。この事情は府縣市町村等の公共團體についても略同様である。かやうに國家や公共團體について行はれる公の經濟を財政と呼び、私人の生活について行はれる私經濟と對照せられる。

財政の特色

公經濟と私經濟とは、その主體と目的を異にする外、なほ次の二點に於てその根本の性質を異にしてゐる。

(一) 収入の方法 公經濟の収入は公の強制力に依つて得られ、且これについて特別の代償を要しないが、(租税の如きはこゝの適例である) 私經濟の収入は任意的方法に依り、且相互の提供を原則として得られる。(賈買雇傭等の關係の如きはこれである)

(二) 收支の關係 財政は支出額に応じて収入額を定め、(出づるを制する) 且収入と支出とが平均するを以て足れりとするが、私經濟は収入額に応じて支出額を定め、(入づるを制する) 且支出に多くの餘剰を残すを以て安全とする。

財政上の収入と支出は會計年度(毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る)を標準として立てるものであるから、これを歳入及び歳出と呼ぶ。然して國の財政は帝國議會の協賛に依つて行はれるから、政府は毎年次會

歳出と歳入

豫算・決算

計年度の歳入歳出に關する見積を作り、これを帝國議會の議に付する。この見積を豫算といひ、先づ衆議院に提出せられる。(憲法第六十五條)これが議會の協賛に依り、天皇の裁可を経て決定せられる。一般官廳はこの豫算に準據して、その年度内諸般の事業を計畫し之を執行する。會計年度の終末に於て、政府は實際の收入額と支出額とを調査し、豫算の施行が適法であつたか否かを明にする。これを決算といひ、會計検査院の審査を経て帝國議會に提出してその承認を求める。

統一主義

豫算について注意すべきことは、それが統一主義に依つて編成されてゐることである。統一主義とは、歳入及び歳出の總べてが一個の總體的豫算に編成せられることをいひ、これによつて歳入歳出の狀況が一見して明瞭となり、財政全般の秩序と系統とを保つことが出来るのである。但しこれに對しては特別會計豫算及

歳入

び追加豫算等の例外がある。特別會計豫算とは一般會計と切離して特別に計算せられる豫算をいひ、鐵道、專賣造幣及び帝國大學等の會計はこれに屬する。追加豫算とは一般豫算及び特別會計豫算の編成後、新規の必要に基づいて計上される豫算をいふ。歳入は收入の時期の上から見て、經常歳入と臨時歳入とに分れるが、また經濟上の性質から見て次の如くに分類せられる。

(一) 公經濟的歳入 とは國家が公の權力に基づき、人民より強制的に課徴する收入をいひ、租税、手数料、使用料、特別課徴金、違法金等がこれに數へられる。

(二) 私經濟的歳入 とは國家が私人と同様の地位に立ち、その所有する財産及び經營する事業に依つて得られる收入をいひ、官有財産收入と官業收入とに分れる。私經濟的歳入が増加することは、それだけ私人の生業を侵蝕す

歳出

る譯である。随つて國家は原則として公經濟的歳入を主とすべく、就中租税は國家の主要財源とされてゐる。

歳出は支出の客體の上から見て人件費物件費に分れ、その目的の上から見て憲法費・國防費・法務費・福利費・文化費等に分れるが、また支出の時期の上から見て、經常費と臨時費とに區別せられる。

(一) 經常費 とは連續して定期的に支出せられる經費をいひ、官吏の俸給・營造物の維持費の如きはこれに屬する。

(二) 臨時費 とは臨時の必要に依つて不定期的に生ずる經費をいひ、學校建設費・軍艦建造費等はこれに屬する。

經常費と臨時費とを區別する所以は、經常費は主として經常歳入を以てこれに充て、臨時費は主として臨時歳入を以て支辨することを原則とし、それに依つて國家財政の安固を圖らうとするためである。

租税

直接税

租税 租税には國税と地方税(府縣稅市町村稅等)とがあり、地方税については上卷に説明した通りである。國税はまた種々の標準によつてこれを分けることが出来るが、通常は負擔の直接であるか間接であるかにより、直接税と間接税とに大別する。

(一) 直接税 とは納税者と負擔者とが同一人に歸する税をいふ。これに次の數種がある。

1 所得税 とは法定額以上の所得ある者に對し、その所得額を標準として課する租税である。これに會社・銀行の如き法人の所得に對して課する第一種所得税、公債・社債・銀行預金等の利子に對して課する第二種所得税、個人の所得に對して課する第三種所得税の三つがある。

2 地租 とは田畑・宅地・山林等を所有する者に對し、その土地の賃貸價格を標準として課する租税である。

3 營業收益税 とは營業者の營業收益に對して課する租税である。

4 資本利子税 とは公債・社債・非營業貸金・銀行預金等の利子に付き、その收得者に對して課する税をいふ。(第二種所得税と資本利子税とは重複する)

5 相續税 とは法定額以上の財産を相續した者に對し、その價格を標準として課する税である。

この外なほ釐業税・兌換銀行券發行税等があるが、國税全般の體系から見て、所得税は基本税たる性質を有し、租税收入の主要な部分を占めてゐる。これに對してその他の直接

我國租税收入譯表 (昭和六年度)

所得税	地租	營業收益税	資本利子税	相續税	釐業税	酒税	清凉飲料税	兌換券發行税	砂糖消費税	織物消費税	取引所税	關稅	電稅	合計
一六三・七七三	六四・七八九	四四・九九二	一五・九七六	二九・〇六六	四・九六二	二〇・八〇七	三七・八一	八・六三六	七六・六二七	三一・六六七	八・四八二	一一・七二〇	二・四五四	七七七・七三九

間 接 税

税は第一次の補充税、次に述べる間接税は第二次の補充税たる性質を有してゐる。

(二) 間接税 とは納税者が轉嫁によつてその負擔を他人に移すもの、即ち納税者と負擔者とを異にする税をいふ。

1 消費税 とは財貨の消費者が負擔する税をいひ、酒造税・酒税及び酒精含有飲料税・麥酒税・清凉飲料税の外、砂糖消費税・織物消費税等がある。

2 關稅 とは國內産業を保護するため、輸入貨物に對して課する税をいひ、輸入品需要者が負擔する。

3 印紙税 とは財産權の變更を證明する證書・帳簿に對し、收入印紙を貼付することに依つて課する税をいふ。

右の外なほ取引所税・噸税・狩獵免許税等がある。

納税の心得

官業

は國家の存在が人類の生活に必須の條件である以上國家の存立に必要な經費は國民全體が負擔することを當然の道理とすからである。國家がその權力に依つて國民に納税の義務を強制するのも蓋しこの理由に基づいてゐるのである。然し租税の徴收は實際上單に國家の強制のみに依つては到底その効果を收めることは出来ない。殊に所得稅營業收益稅相續稅等は稅務官吏の調査のみで充分その所得額收益額財産額を明にすることは不可能である。そこで國民中には往々にして或は虚偽の申告をなし或は税金の納付を延滞して憚らない者もある。これは固より國民として許し難い惡徳であつて國民たる者が一たび鴻大な國家の恩惠を顧るならば私利私欲の爲にこの重大な義務を疎かには出来ない譯である。

官業 國家は公益上の目的を達するためまたは財政上の收入

公債

を得る目的のため自ら種々の企業を營んでゐる。これを官業といふ。官業には國家がその事業を獨占して經營するものと私人の事業と相並んで經營するものがある。今假りに前者を獨占企業後者を普通企業と名づける。獨占企業に屬するものには鹽煙草樟腦(粗製樟腦樟腦油)の專賣の如く主として財政上の收入を目的として營まれるものと郵便電信電話造幣の公營の如く主として公益上の必要に基づいて行はれるものがある。普通企業に屬するものには營林採礦(二湖炭山)製鐵(八幡製鐵所)印刷(内閣印刷局)造兵(海軍造兵廠海軍工廠陸軍造兵廠陸軍工廠)貯金(郵便貯金)保險(郵便年金簡易生命保險健康保險)交通(國有鐵道)など各種の事業があり何れも公益または收益を目的として經營せられてゐる。

公債 財政の要旨は收入と支出との均衡を保つにあるが支出が收入に超過する場合は豫備費や前年度剩餘金の支出によつて

國債と地方債
内債と外債

一時的の不足を補ふことも出来るが、特別の理由によつて巨額の支出超過を來す場合は、到底この方法では當面の需要に應ずることとは出来ない。之を充たす方法としては増税によつて補ふといふ手段もあるが、これは國民生活の安定に重大な關係があるから、増税は出来るだけ避けねばならない。そこで國家や公共團體は公債を發行して國民から資金を募り、所要の支出に充てる方法を採用する場合が少くない。公債を起すには、歳計上の缺損や事變による損失を補ふ如き、整理的消極的な目的のためにする場合と、軍備の擴張、鐵道港灣の建造など、建設的積極的な目的のためにする場合とがある。

公債には國家が發行する國債と、地方團體が發行する地方債(府市町村債等)とがあり、また國內に於て公募する内債と、外國に於て公募する外債とがある。内債は元利共國民から出て國民に還るが、外

債は利子だけは國外に流出するのであるから、内債を主とし外債を従とすべきである。然し國內で募集すれば利率が高いとか、または應募者が寡ないと考へられる場合等は、外債に依るの外は無いのである。

確定公債と流動公債 公債はまたその發行の條件によつて確定公債と流動公債とに區別することが出来る。確定公債とは特定の目的のため、發行額利子仕拂期限等を確定して發行する公債をいひ、流動公債とは發行額に制限なく、會計上臨時の不足を補ふために發行する公債で、大藏省證券一時借入金等をいふ。流動公債は通常その借入年度内に償還を終るもので、性質上は公債であるが、制度上は公債と稱しない。

公債の募集には直接募集法と委任募集法とがあり、前者は發行者またはその財政機關が自ら募集の手續をなし、後者は銀行團または大財團にその募集を委任するものをいふ。また公債の償還には期限の到來に依り全部償還する場合と、期限前に償還する場

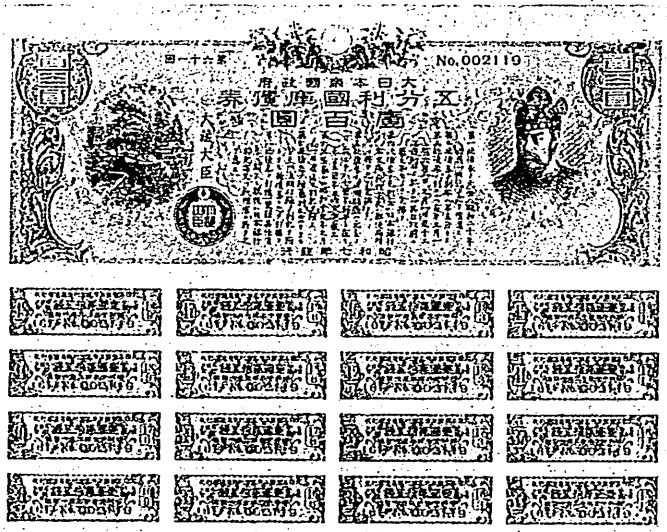
公債の募集と償還

合とがあり、後の場合には更に抽籤償還と買入償還とがある。前者は抽籤に當つた者に對し券面金額を交付して順次に償還するものをいひ、後者は政府が公債を時價に買取つて償却するのをいふ。我が國の公債は國債が約六十億圓、地方債が約二十億圓、合せて約八十億圓に達してゐる。其の中内債約六十三億圓、外債約十七億圓で、猶國債は近く約十億圓増發される筈である。これを我が國近年の歳出總額約十四億圓に比較する時は、この負債を償還する爲、如何に今後國民の勤勉努力を必要とするかが諒解されるであらう。

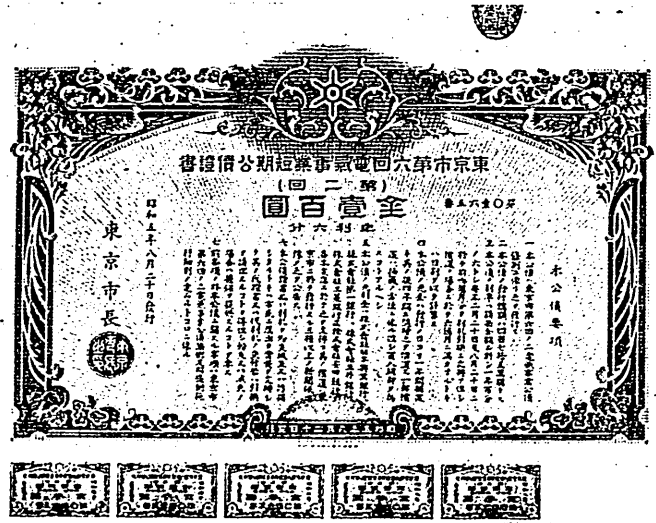
例題

- 一 公經濟と私經濟との別を問ふ。
- 二 國家の歳入歳出の編成法如何。
- 三 租税及び其の種類に就いて述べよ。
- 四 公債の種類と其の性質を問ふ。

國債證券



市債券



第十二課 我が國の産業

我が國の産業 國家の隆昌を期するためには、經濟の發達に依らねばならぬが、國家の經濟力を充實するためには、産業の振興を圖ることが第一の要件である。

我が國の産業は、明治以後日進月歩の勢を以て發達し、特に日清・日露の兩役を経て、長足の進歩を遂げ、最近の世界大戰によつて更に未曾有の繁榮を示した。然しこれを歐米の諸大國に比すれば、なほ著しい懸隔があり、國家の財力に於ても及ばざること甚だ遠いものがある。

農業は古來我が國立國の根本とせられ、その發達には國民が多
大の努力を拂つて居り、現在その従業者は國民の過半數を占め、集
約的農法に依つて經營せられてゐる。その作物は米麥を主とし、

豆・粟・稗・黍・玉蜀黍などを副とする外、蔬菜果實類の栽培も盛に行はれ、また工業用作物として茶・煙草・甘蔗・麻なども相當に作られてゐる。米は國民の主要食料で、その産額は年約一億九百萬ヘクトリツドルを數へ、支那・印度につぐ産額を示してゐるが、なほ年々約千六百萬ヘクトリツドルの不足を來し、朝鮮・臺灣・印度支那方面からの移輸入によつて補つてゐる状況である。牧畜に至つては全く幼稚の域を脱せず、僅かに農家の副業として養鶏・養豚等が行はれてゐるだけで、未だ獨立の産業としての形態を具へるに至つてゐない。然し養蠶は農耕と相並んで農家の重要な生業をなし、我が國を世界第一の生絲國たらしめてゐる。

近年は米價の低落・絲價の慘落に伴つて、農村の疲弊窮乏が重大な問題となり、政府や識者の間にその救済策が講究されてゐる。これは人口の増加に伴つて、一人當りの耕作段別が減少し、また世

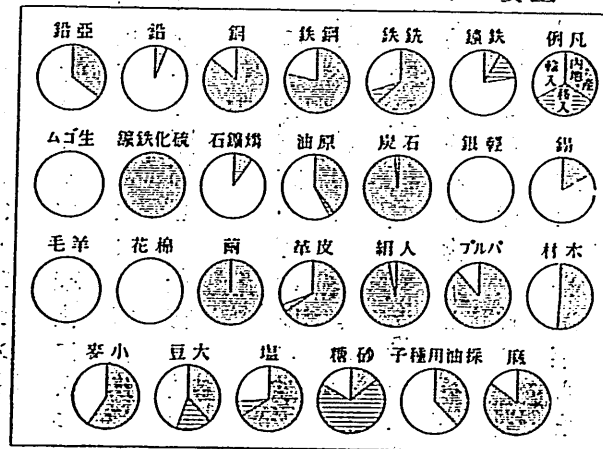
工業

界的・不況に基づいて、生絲の輸出が減退したことなどに依るのであると考へられるが、何れも一朝一夕の人為によつて、その原因を除くことは望み難い。今後は農業經營の機械化・合理化によつて増産を圖ると共に、販賣手段を組織化することによつて、農作物の有利な取引を進め、また他に適當な副業を開拓して、農村經濟の安固を期せねばならぬ。

工業は明治以後急速に發達の緒につき、或方面では既に歐米先進國の壘を摩するものすらあるが、なほ一般的には遺憾な點が多々ある。工業中特筆すべきものは繊維工業の發達であつて、生絲・綿糸等の紡績業と、綿織物・絹織物・毛織物等の織物業とは、その産額及び規模の點に於て各種工業の首位に立ち、特に生絲の産額は世界第一位（世界の六割産額）を占めてゐる。食料品工業・化學工業もまた長足の進歩を遂げ、繊維工業につぐ重要な工業となつてゐる。前

者の酒・醬油・味噌・砂糖・罐詰類、後者の紙・セメント・人造肥料などは相當な産額を示し、特に酒の醸造高は年約八百四十萬ヘクトリツトル（價格ニリツトルに付き平均一圓として四億六千萬圓）を超え、醸造工業中の白眉である。また電気工業は纖維工業と相並んで我が國工業界の双壁をなし、特に水力電氣に於ては世界第二位を占めてゐる。然し元來我が國は鐵石炭・石油等の礦産物に乏しく、（但し石炭のみは漸く自給自足に達した）隨つて水力以外の動力はその原料を多く外國の供

（昭和2—4年平均） 主要工業原料國產割合



（日本國勢圖會）に依る

その他の産業

給に仰ぎ、また器具・機械類等の鐵製品も多く外國品の輸入に俟つてゐる。即ち我が國は各種工業の基礎となるべき謂はゆる重工業の資料に缺ける所がある。これは今後國民の特に念を致さねばならない點であらう。

林業は我が國面積の五割以上が山林であり、建築材料として木材が用ひられる關係上、重要な産業として認められてゐるが、その産額は約一億圓で、なほ毎年多額（最近まで一億圓昭和五年年度約五千萬圓）の用材を米國その他から輸入してゐる。水産業については我が國は世界第一位を占め、その年産額約四億七千萬圓に達してゐる。これは牧畜業の不振を補つて、國民に多量の魚肉を供給すると共に、罐詰（鹽を筆頭とす）及び漁油等の形で盛に海外に輸出されてゐる。交通業は最近著しい發達振りを示し、特に優秀な鐵道技術と豊富な電力とを以て、先進國に比肩する勢を示してゐるが、なほ交通網の擴張・優秀

商 業

船の増建・航空機の整備・道路の改修・自動車の普及など、今後の改善に俟つべきものが多い。

商業は交通機關の進歩、工業農業の發達と相俟つて、逐年殷盛の度を加へ、共同企業の新組織による大會社・大商店も激増し、金融機關たる銀行・信託會社・取引所・保險會社・信用組合等も整備するやうになつた。現在我が國の商業従事者は總人口の約二割一分、商會社數約一萬八千、商業銀行數千五百を數へる。

我が國の貿易 かやうに各種の産業が進歩するにつれ、我が國の貿易も年々繁盛の域に進み、明治初年に僅か二千六百萬圓を數へた貿易額も、最近では三十億乃至四十億を算するやうになつた。然しこれを歐米列強に比すればなほ遠く及ばず、貿易額に於て英米兩國は我が國の約五倍、獨逸は約三倍半、佛國は約二倍半、加奈陀は約一倍半に當り、結局我が國は世界第七位の貿易國となつてゐる。

我が國の貿易
貿易額

る。

我が國輸出品中の首位を占めるものは生絲で、輸出總額の三割半(昭和四年以前は年六七億圓、昭和五年以降は四億圓)に達し、綿織物及び綿製品これに次ぎ、絹織物及び絹製品の輸出も巨額に上つてゐる。その外には特に卓越したものはないが、砂糖・紙藥品・陶磁器・水産物等は相當重要な地位を占めてゐる。輸入品の首位に立つものは棉花で、輸入總額の約三割(昭和四年以前は約五六億圓、昭和五年以後は約三四億圓)に達し、各種の食料品(米・小麦・豆等)・肥料(硫酸・磷肥)・これにつき、鐵材・鐵鑛・機械・羊毛・鑛油・木材等の輸入も多額に上つてゐる。

我が國の主要な取引先は米國・支那・英領印度・關東州・香港・佛領印度・支那・佛蘭西・獨逸及び濠洲等で、特に米國と支那とは貿易額最も多く、我が國の重要な顧客である。

さて我が國の貿易について特に注意すべきことは、明治年間以

貿易品

貿易國

輸入超過

國產愛用

來輸入超過が常態となつてゐること、僅かに世界大戰當時（大正四年から七年）相當巨額の輸出超過を示したのみで、その後は二億圓乃至三億圓（朝鮮臺灣を含すれば）の輸入超過を續け、昭和五年度以後の世界的不況に依る貿易減に際しても、なほ一億圓内外の入超を示してゐる。これは我が國が天然の資源に乏しいこと、我が製品の品質が外國品に比して粗悪であることにもよるのであらうが、また我が國民の間に舶來品を珍重する傾向があつて、相當優秀な國産品がある場合にも、なほ且外國品を使用する弊風のあることが、その重要な一原因をなしてゐると考へることが出来る。然し輸入超過の多いことは、國民經濟の疲弊を來す原因であり、また世界の一等國たる面目からしても、坐視するに忍びないことであるから、今後國民は我が國産業の將來を慮るの念を以て、國産品の愛用尊重に努めることが大切である。近來我が國の朝野に國產愛

産業合理化

用を叫ぶ聲の高くなつたことは、この間の事情を物語るものであると共に、國家經濟の將來に鑑みて、誠に有益適切な企てといはねばならぬ。

然し國産品の愛用を獎勵することは、同時に國産品の進歩改良を圖ることとでなければならぬ。如何に國産品であるとはいへ、粗悪で高價な製品を國民に押賣することは出来ないばかりでなく、かくては我が國商品の海外進出を全く不可能ならしめるからである。近時國產愛用の運動と相並んで、産業の合理化・能率化が高唱されてゐるのも首肯すべきことである。これによつて各種の國産品が最小の生産費と最善の技術とを以て、最も安價に提供されることゝなれば、國產愛用の實もおのづから舉り、輸出の促進も期せずして遂げ得られるであらう。

資源の開発

資源の開発 我が國が天然の資源に恵まれることの薄いこと

は、平時に於ては輸入超過の主な原因となり、戦時に於ては自給自足を困難ならしめて、國家の活動と發展とを阻害すること甚しいものがある。然しこのことは必ずしも現在の我が國に、將來開發さるべき資源が皆無であるといふことを意味する譯ではない。鐵の埋藏量のやうに、全く天然の事情に左右されるものは別問題として、その他の鑛業、農業、牧畜業、林業等については、なほ國民今後の努力に依つて増産を期待し得るものも尠くはない。

例へば農業について見ても、本土の一部(宮崎縣)や北海道樺太朝鮮、臺灣等には未開の地域も相當にあり、農家の副業として新に研究さるべき方面も尠くはない。畜産の如きは、一に今後の努力によつて開發を期すべく、現に洋服類の原料として重要な羊毛の生産については、政府に於ても綿羊の適地を選んでその飼育を獎勵してゐるほどである。また我が國が廣大な山林を所有しながら、

我が國産業の將來

なほ多量の木材を外國の供給に仰いでゐるのは、交通不便な内地の深山から伐り出すよりも、北米西岸地方あたりから輸入する方が安價なためである。随つて今後我が國の交通が發達するに伴つて、その産額は一段と増加すべきことは疑を容れない。また石炭の埋藏量も諸外國に比すれば貧弱であるが、なほ北海道、九州北部、關東地方等に相當の埋藏量があり、石油に至つては東北地方から北海道へ掛け大油脈が秘められ、現に採取されてゐる量は全埋藏量の約一割に過ぎないといはれてゐる。水産物の豊富なこと、は既に述べた通りであるが、然しこれも産額に比して輸出額の割合に少いことは、今後國民の研究を要する問題であり、また國民の努力によつて益、その増産を期待することも出来るのである。

我が國産業の將來について深憂に堪へないことは、我が主要輸出品たる生絲及び絹織物が贅澤品であり、随つて取引國の景氣の

變動に支配されることが多く、加ふるに近年は人造絹糸の勃興に壓迫されて、年々衰微の兆を示してゐることである。また生絲につぐ主要輸出品たる綿織物及び綿製品も、その主要顧客たる支那に於て紡織業が擡頭の勢を示し、随つて現在の盛況を何時まで持續し得るか疑しいことも、國民の考慮を要する重大な問題である。これを念ひあれを想へば、今後我が國は産業の發達に深甚の注意を拂ひ、我が國が有する各種の資源を最大限度に活用して、國家永遠の隆昌と繁榮を期するの決心が肝要である。

例題

- 一 我が國産業の狀況を概述せよ。
- 二 我が國の貿易狀況に就いて論ぜよ。
- 三 資源開發の方法に就いて考へよ。

第十三課 國土と人口

國土と人口

人口問題の意義

國土と人口 國土と國民とは主權と共に國家成立の根本要素であり、(第一章 參照)隨つてその性質如何は國家の發展に密接な關係がある。即ちこれを質的方面について考へて見れば、國土はその經濟的性質の如何により、國民はその民族的素質の如何により、共に國家の盛衰に影響を及ぼすこと重大である。次にこれを量的方面について考へて見れば、國土はその面積の大小により、國民はその人口の多寡により、何れも國家の隆替に關係を有つこと前者に譲らないものがある。この二者は性質上相對的のものであるから、常に一括して考察せなければならぬ。

國土の廣さにはおのづから限度があり、隨つてその生産力にも一定の限界があるから、無限に増大する人口を何時までも支へることの出来ないことは明かである。このことは、地球の表面が殆ど人類に依つて開拓しつくされ、各種の物資を生産する技術も略

Thomas Robert Malthus
(1766-1834)

人口問題の取扱
ひ方

發達の極致に達したと認められるに至つて、一層切實な問題となるのであらう。この問題を學理的に研究した最初の人は英國人マルサスである。彼の説によると、土地の生産力は等差級數的にか増さないが、人口の増加率は等比級數的に殖へて行くから、自然のまゝに放任すると、人類は早晚衣食ひの状態に陥るか、或は絶滅に瀕するやうな結果になる。故に人類は成るべく多産を避け、道德的行爲によつてこの矛盾を解決しなければならないといふのである。

マルサスの學説には多くの反對説があり、生産力と人口とが必ずしも以上のやうな比率を保つて増加するものと考へられない點がある。然し現實の問題として、世界の人類は土地と人口との間に存する根本的の關係から、或は食糧問題或は失業問題、また惹いては思想問題といふやうに、各種の重大な社會問題に直面して

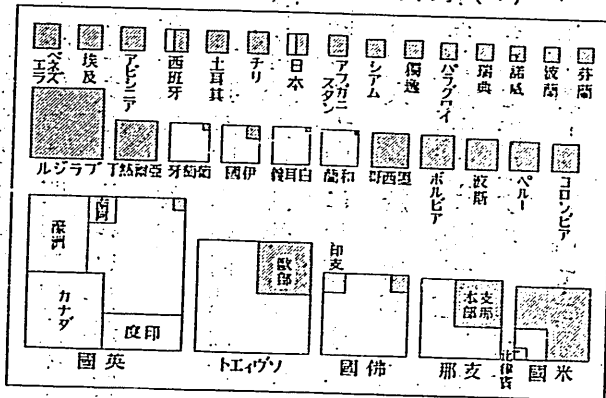
我が國の人口問
題

あるのである。これらの諸問題は、畢竟は人口問題が派生または變形したものに過ぎない上に、今日國家の存在を無視して、一般的抽象的にこの問題を解決することは出来ないものであるから、吾々はどこまでもこれを我が國に於ける人口問題と聯關して考へて行かねばならない。

さて我が國土の面積は六十七萬四千九百方呎^(關東州租借地南洋群島委任統治地を加へても六十八萬七千方呎)人口は約九千四十萬^(昭和五年度)であつて、これを世界約六十箇國の各本國に比較にすると、面積に於て第十八位以下であるに拘らず、人口に於ては第四位^(外國の屬地を加へて比較すれば第六位)、人口密度に於ても第四位^(外國の屬地を加へて比較すれば第一位)にある。この事實は我が國が、世界の強國として活躍する上に充分の人口を擁してゐるに拘らず、國土の面積が著しく狹隘であることを物語つてゐる。また我が國最近の人口増加率は異常の飛躍を示し、その比率に於ては世界第三位

人口問題の解決方法

(イ) 積面の國列 (イ)



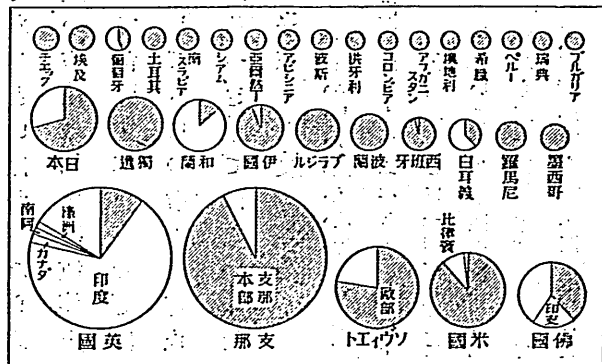
6 依に「合國勢國本目」

焦眉の急を要する問題であり、また國家の浮沈安危に係はる重大

實數に於ては第一位にある。然も我が國土は天然の資源に乏しくてこの大人口を養ふの力がなく、最近毎年約二億圓に上る食糧を新領土や外國からの移輸入に仰いてゐる。近年我が國に人口問題・食糧問題・失業問題の叫ばれ初めたのも根本の原因はこゝにあるのである。

我が國がこの過大の人口密度と逐年激増する過剰人口とを擁して如何にこれらの問題を處理して行くべきかといふことは、現在に於て

(ロ) 人口の國列 (ロ)



6 依に「合國勢國本目」

な問題である。然し國際間の嫉視反感の熾烈な今日では、尺寸の領土を獲得するにも、國運を賭するの覺悟が必要であり、假令多大の犠牲を拂つて若干の領土を擴張し得ても、これに依つて人口問題の根本的解決を期待することは困難である。そこで問題の解決には、剩す所二つの方法しかない。一は消極的に人口の増加を防止することであり、一は積極的に拓殖・移住や海外發展を圖ることである。然し人口の増加は國家發展の原動力であつて、我が國が高率の人口増加を示してゐることは、國家將來の運命から考へて甚だ喜ぶべき現象

であるといはねばならぬ。殊に人口の増加を防ぐための産兒制限の方法の如きは道徳上の見地からして非難すべき點が多く、決して傾聴すべきものではない。何れにしても過剰人口の處理法として人口の増加を防止することは、國家の大局から見て斷じて採るべき策ではない。そこで吾々に残された唯一の方法は、拓殖と移住との獎勵である。

租借地と委任統治地

租借地と委任統治地 我が國土は内地と朝鮮臺灣樺太とから成つてゐるが、なほ准國土ともいふべきものに關東州租借地と南洋群島委任統治地とがある。

租借地 とは一國が條約に依つて他國の領土を一定期間中無償で租借する地域をいひ租借期間中は租借國の統治權が行はれる。關東州租借地は元露國が清國から三十三年を期限として租借したものを、日露戰役後我が國が繼承したもので、租借期限も大正四年の日支交渉により九十九箇年に延長された。

委任統治地 とは世界大戰後のヴェルサイユ講和條約及び國際聯盟規約に依り、獨逸の海外植民地を國際聯盟の管理に移し更に弱小民族の保護開發を圖る主旨から改めてその統治を先進諸強國に委任したものである。

海外發展

拓殖と移住 元來我が國の人口密度といつても新領土や屬地の密度は内地よりも小であり内地のうちでも北海道の如きは遙かに本州よりもその密度が小である。随つてこれ等未開の國土を開拓して國民を移住せしめ、それによつて人口密度の平均を圖ると共に、産業の開發食糧の増産を期するならば、人口問題解決の一助ともなり國家經濟の發展を促す所以ともなるわけである。現に政府は北海道樺太及び朝鮮の一部については移住を獎勵し、その開發に努めてゐる。樺太の林業水産業工業（パルプ製造、纖維製造等）北海道の農業、牧畜業、工業、朝鮮の農業、牧畜業、鑛業、關東州租借地の水産業、南洋群島委任統治地の水産業、鑛業などは、現在既に相當の產額を示してゐるばかりでなく、將來拓殖と移住とによつて國民の開發に俟つべき好望な産業地である。

海外發展 然しながら對內的の拓殖と移住のみでは、到底澎湃

殖産と移住

たる人口増加の趨勢に對應することは出来ない。ここに於て國民は更に進んで海外に發展の地を求める必要がある。我が國民は既に明治年間以來海外に發展を試み、現在北米南米南洋支那滿



南米に於ける邦人活動の状況

洲、西比利亞等に約七十萬の移住者を數へ、中には巨萬の富を貯へてゐるものも稀ではなく、これら海外移民の本國送金額も年々かなりの巨額に達してゐる。然し最近に於ける我が國の目覺しい國際的發展は、やがて他國民の嫉視反感を買ふ原因になり、特に米國の如きは、大正十三年以後邦人移民の入國を制限して、我が國民の海外進出に一大暗影を投じた。それと共に我が國內に於ける人口増加

の傾向も、近時とみにその勢を加へ、随つて人口密度の増大も、年年その度を高めてゐるのであるから、國民は現状に安閑たるを許さない事情にある。

幸ひ南米南洋方面には、まだ排日の聲を聞かず、特にブラジルの如きは國土開發のため、邦人の移住を希望してゐる程であり、我が國の生命線と謂はれる滿洲の如きも、その大部分が未開地に屬するやうな状態であるから、國民は大いに意を強うして、海外發展に邁進しなければならぬ。

由來我が國民は進取の氣宇に富み、嘗ては片舟に棹さして遠く南海に往來し、海國男子の面目を發揮した時代もあつた。然るに江戸時代二百年間の鎖國は、國民から海外發展の雄心を奪ひ、郷土に對する感傷的な愛着の念を増長させ、これが國民の海外進出を阻害してゐることは、測り知れないものがある。我等は今やよ

ろしく祖先の遺業に學び、他山に骨を埋める覺悟を以て、大いに海外雄飛の壯圖を策し、國家難局の打開と將來の繁榮とに貢獻するの一大決心を喚起せねばならぬ。

例題

- 一 人口問題の意義を明にせよ。
二 我が國將來の人口問題を解決するに適當な方法を述べよ。

第十四課 社會改善

社會問題

社會問題 完全無缺の社會といふものは、ただ吾々の理想の上に存在するだけで、現實の社會には常に幾多の缺陷や弊害を伴つてゐる。これ等多くの社會的缺陷の中、最も重要で且根本的な問題と考へられるものを社會問題といふ。社會問題は時代によつて必ずしも軌を一にするものでなく、或は宗教上の問題、或は道德

勞働問題・小作問題

上の問題、或は政治上の問題といふやうに、特有の中心問題があるが、現代に於ける社會問題は、主として經濟上の事情に基づいてゐるやうである。

そもそも今日のやうな社會組織が成立つに至つたのは、第十八世紀に起つた産業革命に由來してゐる。即ち蒸汽力及び機械の應用は、從來の家内工業を根柢から崩壊させ、これに代つて機械工業の目覺しい勃興を見るやうになつた。その結果巨額の資本を擁する少數の企業家は、大規模な工場組織の下に多數の勞働者を使役し、商品の大量生産を行つて莫大な利益を収めることとなり、社會の富は自然にこれら少數の企業家に集中し、多數の勞働者は少額の勞賃を得て、その生計を維持するに過ぎない状態となつた。農業は概して産業革命とは關係が薄かつたが、これまた時代の経過に伴つて、少數の地主と多數の小作人とに分れ、互にその利

害を異にして相對立するやうになつた。かくて資本家地主などの謂はゆる有産階級と、勞働者・小作人などの謂はゆる無産階級とは、次第に反目軋轢を起すやうになり、特に世界大戰後は、世界的不況の影響を受け、至る所に勞働爭議・小作爭議の頻發を見、勞働問題・小作問題は重大な社會問題となるに至つた。

社會主義的思想の擧頭

そこでこの社會的困難を救済するために、現在の經濟組織を破壊し、勞資の階級的差別を撤廢して、富の分配の平等を期せんとする思想が起つた。この種の思想はその沿革も相當に古く、且學派や政黨の關係などによつて、更に幾多の説に分れてゐるが、便宜上總稱して社會主義的思想と呼ぶことが出来る。この種思想の根柢をなすものは、極端な自由平等の説であつて、現在の資本主義的な社會組織を否認することがその共通の特色となつてゐる。これらの思想は、その動機に於ては必ずしも排斥すべきもので

はないが、その思想の内容が、現存の社會秩序を破壊し、國家の存在を否認する如きものに至つては、到底我等の認容することの出来ない過激危險の説であり、また次ぎのやうな諸點に於て、理論上の重大な缺點を含んでゐるのである。

(一)今日の社會組織は、社會進化の必然の理法によつて發達したものであり、人間の天性(所有欲・競争心)と種々の社會的事情とが結合して自然に成立つたものであるから、これを人爲的手段によつて、一朝一夕に覆すことは到底不可能であり、また不自然である。

(二)私有財産制度を否認することは、人間の所有欲と競争心とを否定することであるから、私有財産を認めぬ共產制度の下に於ては、勤儉力行の精神の銷沈となり、隨つて生産力の減退、文化の逆轉を來すに至ることは必然である。

(三) 國家は各民族固有の思想や感情を根柢として生れ、數百年の永い歴史的傳統を擔うてゐるものであるから、人情風俗を異にした各國労働者の結合を以てこれに置換へることは容易に實現し得べきことではない。

(四) 社會は多種多様な階級や集團によつて成立つてゐるものであり、必ずしも資本家労働者の二階級に限るものではない。随つてこれら二階級の對立のみを基礎として、社會の變革を企てることは不當なことである。

要するに社會主義的思想は、人間本來の性質と歴史的事情を無視し、單なる經濟的見地のみに立脚して社會生活全般の大變革を企てるものであるから、到底健全なる國家や幸福なる社會の實現を見ることの出来ないのは明である。我等は極力これを排除するに努めねばならぬ。

社會政策

社會政策の意義

社會政策 現代社會の缺陷を匡救するために、穩健着實で且實行の可能な方法としては、社會の組織や制度は現在のまゝにして、ただそれから生ずる弊害を根絶する方法を講ずることが、最も賢明で妥當な方法であると考へられる。社會政策と社會事業とが即ちこれである。

社會政策とは、國家や公共團體が社會正義の精神に基づき、現實に即して其の諸般の弊害を除去し、社會の改善を圖るための政策をいふので、富の分配を公平にして社會の不平等を緩和し、勞資の軋轢を調停してその協調を密にし、無産者を保護してその生活の安定を圖ること等が主要な目的となつてゐる。資本主義の最も古く且大規模に發達した英國に於て、過激な社會主義や共產主義が跋扈しないのは、一にその社會政策に依る法律や施設が完備してゐるためであると謂はれてゐる。

我が國の社會政策

現在我が國に實施されてゐる社會政策としては、租税制度に於て相續税の制を設け、又多くの租税に累進主義(財産や所得の多い者程税率を高くする課税方法)を採用してゐることもそれであるが、小作調停法や勞働爭議調停法を設けて、資本家地主と勞働者小作人との紛議を調停し、工場法・鑛業法・工業勞働者最低年齢法・健康保險法・勞働者災害扶助法等を設けて、勞働者の生命・身體の安全を保障し、また産業組合法・簡易生命保險法・借地法・借家法・借地借家調停法・公益質屋法・職業紹介法・救護法・軍事救護法・罹災救助基金法等を設けて、無産階級の經濟的利益を保護増進するに努めてゐることなどは、その主要なものである。

社會事業

社會事業の意義

社會事業 次に社會事業とは社會政策と同様の精神に基づき、國家・公共團體及び民間有志が行ふ公共事業であつて、社會政策の實行ともなり補助ともなるべきものをいふ。社會政策が立法的

我が國の社會事業

行政的であるに對し、社會事業は道德的・民衆的な性質を有つてゐる。また社會事業には對症的方面と豫防的方面とがある。前者は社會に現存せる種々の缺陷(貧困・疾病・犯罪など)を救済することを目的とし、後者は社會に將來發生すべき害惡を豫防することを目的とする。現在社會事業の最も發達してゐる國は米國であつて、同國が今日世界最大の資本主義國であるに拘らず、比較的過激思想が蔓延してゐないのは、社會事業に關する施設經營が充分に行はれてゐること、其の一原因であると謂はれてゐる。

我が國に實施されてゐる社會事業の主なものとしては、病貧者救護のための慈善病院・無料診療所・產院・無料宿泊所・方面委員・老幼者保護のための乳兒院・託兒所・孤兒院・養老院・療兵院・無産者經濟保護のための職業紹介所・授産場・公營住宅・公設市場・公益質屋・公設食堂・公設浴場・社會教化のための感化院・矯正院・免囚保護事業等であ

社會改善

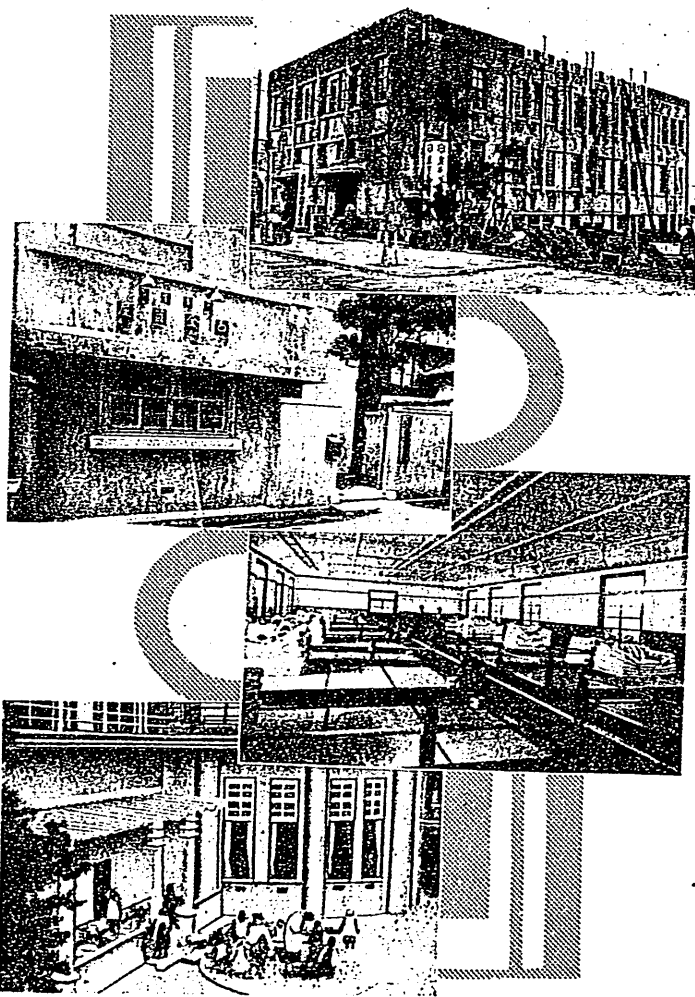
り、なほ民間篤志家の經營に係る施設もまた尠くはない。
 社會改善 要するに社會の現状は、悉く我等の満足に價するものとはいへないが、さればとて徒らに過激奇矯の方法によつて、その改善を圖らうとすることは到底不可能であるのみならず、却つて種々の弊害を伴生することは明である。されば我等は社會進化の理法に即し、人間の本性に適した穩健公正な方法によつて、その進歩改良を期せねばならぬ。

社會的連帶責任

既に屢述べたやうに、社會は決して個人各自の生活ではなく、多數の人類が營む共同の生活に外ならないのであるから、その改善向上を期することは、獨り國家社會の責務ばかりではなく、社會人共通の責任でなければならぬ。言ひ換へれば人類は社會の運命に關し、自ら連帶責任を負うてゐるのである。この點については富者も貧者も、治者も被治者も何の異なるところはないので

社會事業

東京中央職業紹介所



東京市設白金質屋

東京市淺草無料宿泊所内部

東京市町民市館託兒保育狀況

あつて、この連帶責任を果すためには、一に協調と互譲の精神の實現に俟つの外はないのである。労働者や小作人が、資本家や地主に對して、待遇の改善を要求することは敢へて妨げはないが、同時に相手方の社會的立場や經濟的利益を尊重することを忘れず、資本家や地主も亦常に労働者や小作人の境遇に同情して、その生活の安定を圖るために盡力することを吝んではならない。國民精神作興に關する詔書の中に、「博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭謙勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられたのも、この公道を宣明し給うたものに外ならないのであると恐察する。

例題

- 一 所謂社會問題の種類と其の概要を述べよ。
- 二 社會主義的思想の缺點を指摘せよ。
- 三 社會政策と社會事業との異同及びその概要に就いて記せ。

第十五課 世界と日本

人類文化の發達

人類文化の發達 我等は今まで學んだところにより、人類が國家や社會の内部に於て營む生活の概要を理解し、それによつて今後我等が善良な公民として、國家社會の發展に貢獻する爲の知識と教訓とを會得した譯である。然し人類が營むこれ等多方面の生活は、それぞれ自己固有の目的によつて營まれると共に窮極に於ては或一つの大きな共通の目的言ひ換へれば理想によつて統一せらるべきものであつて、これによつて人類の營む總べての活動が初めて意義あり價值あるものとなるのである。この窮極の目的とは、即ち人類共同の文化を建設し、これを無限に發展させて行くことであつて、これが共存共榮といふ言葉の内容である。

いふことが出来る。

世界文化の潮流

そもそも人類現在の文化は、もと四つの系統に分れて發生し、二つの大きな潮流となつて發達したものである。即ち今より約四千年乃至五千年前、支那の黄河及び楊子江の流域、印度のガンジス河の流域、メソポタミヤのチグリス・ユーフラテス河の流域、エジプトのナイル河の流域に、それぞれ發生した四つの文化がそれであつて、印度の文化は、後中央アジアを経て支那に入り、支那文化と融合して更に朝鮮・日本に傳はつた。これが東洋文化である。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を経て近世に至つた。これが西洋文化である。

東洋文化と西洋文化

印度の文化は佛教が中心となり、支那の文化は儒學が核心となり、前者は宗教的・哲學的、後者は道德的・政治的傾向を具へてゐるが、

現代文化の特質

これを東洋文化として一括して考へれば、何れも精神的・理想的な特色を帯びてゐるといつてよい。これに反して西洋文化は、概して物質的・現實的特徴を具へてゐる。(但しギリシヤの學藝やキリスト教も亦精神的・理想的な要素は含まれてゐる) また東洋の思潮は唯心論と團體主義とが核心をなし、西洋の思潮は唯物論と個人主義とが樞軸をなしてゐる。また東洋の政治理想は君主政治の完成にあるが、西洋の政治理想は民主政治の發展にあるとも見られる。

これ等種々の特色は、各々一長一短があり、輕率にその優劣を判じ難いばかりか、寧ろ東西の文化がそれぞれ相異なる特色を發揮し、全人類文化の完成のために寄與することは望ましいことである。然し今文化の普及力影響力といふ點から考へて見れば、現代は西洋の物質文化によつて風靡されてゐることは疑のないところである。近古の初頭、コペルニクスの地動説やニュートンの引

我が國の地位

我が國文化の發達

力説が世に現はれて後、自然科學の研究と應用とに依る發明・發見相ついで起り、ために社會生活の態様は一變したとさへ謂はれてをり、その進歩發展の著しいことは驚異に値するものがある。

文化史上の我が國の地位 纏つて我が國は、古來（カキヤ）惟神の道と綜合家族制度とに基づいて國を立て、萬世一系の天皇を戴いて比類ない國體を發展せしめた。その後支那・朝鮮との交通を介して、東洋文化の精華を攝取することゝなつたが、その初めは隋唐文化の心酔模倣に走つて、我が國獨自の思想文物は等閑に附するやうな傾向もあつた。然し平安時代の末頃から鎌倉時代へ掛けて國民的自覺が漸く起り、我が國固有の民族精神に立脚した新思想（武士）や、新佛教（淨土宗・淨土眞宗・時宗・日蓮宗等）が相ついで生れ、美術工藝も著しく日本の特色を發揮するやうになつた。その後室町時代の末頃になつて、ヨーロッパ人の來航があり、キリスト教を中心として、西洋文化が

滔々と我が國に流入しようとした。この形勢も江戸幕府の鎖國政策によつて間もなく阻まれ、我が國は約二百年間世界の進運に取残される結果となつたが、固有の文化は却つてこのために完成の氣運を促進されたともいへる。即ち我が國が古來から有してゐた文化的要素と、印度・支那及び朝鮮から學んだ文化的要素とが、渾然として融合せられ且統一されて、光輝ある國民文化の成立を見ることになつた。ついで明治維新に至つて開國進取の國是と共に、西洋の物質文化は澎湃として我が國に流入し、國民もまたよくこれを攝取し咀嚼して、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追隨し、今や歐米諸國に比して遜色のない發達振りを示してゐる。

我が國の文化史的
地位

今日佛教は既にその源流地印度に於て亡び、儒學も亦その發祥地支那に於て廢滅に瀕してゐる。然るに我が國はよく兩者の長

國民の文化的能
力

所を汲んで、固有の國民性と融合同化し、これを統一ある國民文化にまで發展せしめた。随つて東洋文化の精粹は獨り我が國土に於て維持せられ、我が國民によつて發揚されたといつても過言ではない。加ふるに今や我が國は盛に西洋文化の長所を探り、これと國民文化とを融合させて、新日本文化を建設すべき道程に立つてゐる。

ただ我が國民は由來模倣力に富んでゐるが、獨創力に乏しいといはれて居り、これを歴史上の實績に徴して見ても、國民獨自の力に依つて創造せられた思想學藝に乏しいことは、否定することの出来ない事實である。然し如何なる獨創も模倣を伴はないものではなく、寧ろ正しい模倣は同化の前提であり、やがて創造に移るべき根柢であるといふことも出来る。随つて國民が獨創力に乏しいといふことは、その淡泊を愛し執着を厭ふ性質、言ひ換へれば忍

耐力少く深刻性に乏しい性質に由來してゐるものと考へるべきであらう。故に今後國民は必ずしもその模倣性を卑むの要はなく、ただその淺薄輕佻な性癖を矯めて、その上に新たな創作的努力と工夫とを加へることが大切であると思ふ。

我が國の使命

文化的使命

我が國の使命 東西兩文化の精華は我が國に集まり、その融合統一も亦我が國に於て遂げられるべき趨勢にあることは、我が國の地理的位置と歴史的事情とに基づく當然の結果といはねばならぬ。随つて我が國民は、今後東洋文化の精神的理想的特質と、西洋文化の物質的現實的特質とを巧に融合し、更にこれを固有の民族精神乃至理想に同化せしめて、綜合的な世界文化を建設するとに邁進せねばならない。これが將來の世界文化史上に於ける我が帝國の責務であり、また獨り我が國民によつてのみ果さるべき使命である。

政治的使命

更に我が國は、政治的には世界の強國として極東の一角に儼立し、東洋の治安を維持し、世界の平和に貢獻すべき重責を擔うてゐる。今日世界の有色人種は、その歴史的事情に基づいて、殆ど白色人種の支配下に立ち、その願使に甘んじてゐる状態である。然るに獨り我が國が、世界の五大國乃至三大國の一に數へられ、其の國力の富強と文化の優秀を誇つてゐるのは、まさに史上空前の偉觀といふべく、我が民族の深い欣びでなければならぬ。

國民の覺悟

然し人文の發達は行く水の如く瞬時も止まることはない。また近來國際間の經濟競争は益々激烈となり、我が國に對する列強の偏見嫉視も等閑に附し難いものがある。されば我が國民が人類文化の有力な建設者として、また世界平和の誠意ある保障者として、その崇高神聖な使命の達成を圖ることも、決して容易な業ではない。將來我が國の運命を双肩に擔うて立つべき吾々の責任や、

寔に重且大であるといはねばならぬ。

- 例題
- 一 東洋文化と西洋文化との由來を説明せよ。
 - 二 東洋文化と西洋文化との特質の相異點を考察せよ。
 - 三 我が國文化の發達と世界に於ける我が國の地位を論ぜよ。

新 公民教科書 下卷 終

新 公民教科書 下卷 附錄

關係 法規 拔萃

大日本帝國憲法(明治二十三年)

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇統典範ノ定ムル所ニ依リ皇太子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統攝權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
- 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布ス(シ)

附 錄

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ニ安寧秩序ヲ保持シ及國民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特別ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戒嚴ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第十五條 戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス
- 第十八條 攝政ヲ置クハ皇統典範ノ定ムル所ニ依ル
- 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 國民權利義務

- 第十九條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ

資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ依リニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ享ハル、コトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十八條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ諸額ヲ爲スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ臨時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ規律ニ概観セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勳任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何ハモ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各種法律案ヲ提出スルコトヲ得
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
第四十二條 帝國議會ハ二箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六條 兩議院ハ各其ノ議員三分ノ一以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
第四十九條 兩議院ハ各天皇皇太后奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ實ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル勅令ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停止スルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ

限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ租稅ニ關スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國債ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ關スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
第六十八條 特別ノ需要ニ因リ政府ハ豫算ノ限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求メルコトヲ得
第六十九條 避ケヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設ケヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上ノ必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計檢査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレバ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則勅令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セサル現

皇室典範

(明治二十二年)

行ノ法令ハ總テ總由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子ニ在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ
皇長子及皇長孫ニ在ラサルトキハ皇太子及皇太子之傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇太子ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇太子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇太子孫ニ在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第三章 成年立后立太子

第四章 敬稱

九條 天皇未々成年二

第六章
太傅

第七章
皇族

第八章
世傳御料

十七條 皇室諸般ノ細

附錄

第十三章 用 司

五

御告文

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ

ル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用スル

皇室典範增補(大正七年十一月二十八日)

登極令(明治四十二年二月十一日)

- 第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ皇室長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神股ニ奉告セシム
- 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム
- 第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
- 第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ
- 第五條 即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ
- 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日告スルタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神股ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム
- 第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ經紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定スル
- 第九條 祭祀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ

貴族院令(明治三十二年二月十一日)

改正 明治三十八年第五八號、四二年第九二號
大正七年第二二號、一四年第一七四號

- 第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス
- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯爵男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者
- 四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者
- 五 帝國學士院ノ互選ニ由リ選任セラレタル者
- 六 北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接間接稅ヲ納ムル者中ヨリ一人又ハ二人ヲ互選シテ勅任セラレタル者
- 七 第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス
- 第三條 公侯爵ヲ有スル者滿三十歲ニ達シタルトキハ議員タルヘシ
- 第四條 伯爵男爵ヲ有スル者滿三十歲ニ達シタルトキハ議員タルヘシ
- 第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者滿三十歲以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ
- 第六條 前項議員ノ數ハ百二十五人ヲ超過スヘカラ

衆議院議員選舉法

(大正十四年五月五日)
(法律第四十七號)
改正 大正一五年第八二號

第一章 選舉ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選

第一項ノ議員ハ體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ貴族院ニ於テ其ノ旨ヲ議決シテ奏シテ勅裁ヲ請フヘシ
前項ノ議決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ奏シテ裁可ヲ請フヘシ
第五條 ノ二 滿三十歲以上ノ男子ニシテ帝國學士院會員タル者中ヨリ四人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ其ノ會員タルノ同七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 滿三十歲以上ノ男子ニシテ北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接間接稅ヲ納ムル者百人ノ中ヨリ一人又ハ二人ノ中ヨリ二人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
前項議員ノ總數ハ六十六人以內トシ其ノ北海道各府縣ニ於ケル定數ハ通常選舉毎ニ人口ニ應ジ勅命ヲ以テ之ヲ指定ス

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル
地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分テ數投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區ヲ設ケルコトヲ得
第三條 開票區ハ都市ノ區域ニ依ル
地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ都市ノ區域ヲ分テ數開票區ヲ設ケルコトヲ得
第二章 選舉權及被選舉權
第五條 帝國國民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス
帝國國民タル男子ニシテ年齡三十一年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス
第六條 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス
一 禁治產者及準禁治產者
二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者
三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
四 一定ノ住居ヲ有セサル者
五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラル者
六 刑法第二編第一章、第三章、第九章第十六章乃至第二十一條、第二十五條又ハ第三十六乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑

- 一 國務大臣
- 二 內閣書記官長
- 三 法制局長官
- 四 各省政務次官
- 五 各省參事官
- 六 內閣總理大臣府秘書官七各省政務官
- 第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第三章 選舉人名簿

- 第十二條 市町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ一年以上其ノ市町村內ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ編製スヘシ
- 第十三條 市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ檢査ニ供スヘシ
- 第十四條 選舉人名簿ニ誤謬又ハ隱蔽アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證據ヲ具ヘ其ノ修正ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得
- 第十五條 市町村長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審查シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人及

關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

第十七條 選舉人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

第十八條 選舉人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ據置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ市町村長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第四章 選舉、投票及投票所

- 第十九條 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日ニ行フヲ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス議會開會中又ハ議會閉會ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終リタル場合ニ於テハ總選舉ハ議會閉會ノ日ヨリ二十日以後三十日以内ニ之ヲ行フ
- 第二十條 衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ
- 第二十一條 總選舉ハ勅命ヲ以テ之ヲ決定シタルモ二十五日前ニ之ヲ公布ス
- 第二十二條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
- 第二十三條 投票ハ一人一票ニ限ル
- 第二十四條 市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス
- 第二十五條 投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク
- 第二十六條 投票管理者ハ選舉ノ期日ヨリ少クトモ五日前ニ投票所ヲ告示スヘシ

第二十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ス

第二十四條 議員候補者ハ各投票區ニ於ケル人ノ承諾ヲ得テ投票立會人一人ヲ定メ選舉ノ期日ノ前日迄ニ投票管理者ニ届出ツルコトヲ得但シ該議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ届出タル投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ前項ノ規定ニ依リ投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クヘキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者中ヨリ三人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得

- 第二十五條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ
- 第二十六條 投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選舉人ノ本人ナリヤ否キヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲サザル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十七條 投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ
- 第二十八條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ
- 第二十九條 投票用紙ハ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者ノ力決定スヘシ
- 第三十條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
- 第三十一條 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 第三十二條 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 第三十三條 一投票區ニ二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 第三十四條 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 第三十五條 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十六條 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ
- 第三十七條 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
- 第三十八條 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 第三十九條 前項第八條ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依リ選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス
- 第四十條 開票所ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第六章 選舉會

- 第五十一條 左ニ掲クル者ヲ以テ選舉長トス
- 一 縣又ハ一市一選舉區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官又ハ市長
- 二 一選舉區數市又ハ支廳管内及市ニ涉

附 錄

- 一 國務大臣
- 二 內閣書記官長
- 三 法制局長官
- 四 各省政務次官
- 五 各省參事官
- 六 內閣總理大臣府秘書官七各省政務官
- 第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

ル場合ニ於テハ四條支局長又ハ市長ノ中ニ就キ地方長官ノ指定スル者
三 其ノ他ノ選挙區ニ於テハ官吏又ハ關係市長ノ中ニ就キ地方長官ノ指定スル者
選挙長ハ選挙會ニ關スル事務ヲ擔任ス
第五十九條 選挙會ハ選挙長ノ屬スル縣廳、支廳若ハ市役所又ハ選挙長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク
第六十條 選挙長ハ豫メ選挙會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ
第六十六條 選挙會場ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス
第七章 議員候補者及當選人
第六十七條 議員候補者タルトスル者ハ選挙ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選挙ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選挙長ニ届出ツヘシ
議員候補者タルトスル者ハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得
議員候補者ハ選挙長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス
前項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選挙長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ
第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦ノ届出ヲ爲サントスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ併託スルコトヲ要ス
議員候補者ノ得票数其ノ選挙區内ノ議員ノ

、定数ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ併託物ハ政府ニ歸屬ス
議員候補者選挙ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ被選挙者タルトキハ前項ノ規定ヲ爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選挙區内ノ議員ノ定数ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ選挙會ニ於テ選挙長ノ期日後ニ於テ被選挙者ヲ有セザルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ
第七十條 當選人選挙ノ期日後ニ於テ被選挙者ヲ有セザルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ
第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ヲ超エザルトキハ其ノ選挙區ニ於テ被選挙者タルトキハ其ノ選挙ノ期日ヨリ以テ當選人ト定ムヘシ
第七十二條 當選人定リタルトキハ選挙長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名ヲ告示シ且當選人ノ氏名、得票數及其ノ選挙ニ於ケル有效投票ノ總數其ノ他選挙ノ結果ヲ地方長官ニ報告スヘシ
第七十三條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ選挙長ニ

届出ツヘシ
第七十四條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲サザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト爲ササルコトキハ左ニ掲グル由一ニ之ニ當選スル場合ニ於テハ更に選挙長ノ行フコトナクシテ當選人ヲ定ム得ルコトヲ除ク外地方長官ハ選挙ノ期日ヲ定ム少クモ十四日前ニ之ヲ告示シ更に選挙長ノ行ハシムヘシ但シ同一人ニ四回シテ掲グル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十九條第六項ノ規定ニ依リ選挙ノ期日ヲ告示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
一 當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セザルトキ
二 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ
三 當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ
四 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セザルトキ
五 當選人第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ
六 當選人第八十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ
第八章 議員ノ任期及補欠
第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選挙ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十九條 議員ニ關シ生ズルモ其ノ關員ノ數同ニ選挙區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補欠選挙ハ之ヲ行ハス
第八十條 補欠議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス
第九章 訴訟
第八十一條 選挙ノ效力ニ關シ異議アル選挙人又ハ議員候補者ハ選挙長ヲ被告トシ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ訴訟スルコトヲ得
第八十七條 本邦ノ規定ニ依リ訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ併託スルコトヲ要ス
原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セザルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラザルトキハ之ヲ追徴ス

七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス
第九十一條 選挙事務所ハ選挙ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ之ヲ置ケルコトヲ得ス
第九十三條 選挙委員及選挙事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス
第九十五條 選挙事務長故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ
第九十六條 議員候補者、選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ニ非サレハ選挙運動ヲ爲スコトヲ得但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選挙運動ハ此ノ限ニ在ラス
第九十七條 選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ハ選挙運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、宿泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受ケルコトヲ得但シ演説又ハ推薦狀ニ依リ選挙運動ヲ爲ス者其ノ運動ヲ爲スニ付同シ
選挙事務員ハ選挙運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受ケルコトヲ得
第九十八條 何人ト雖投票ヲ得者ハ得シメ又ハ得シメザルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス
何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連絡シテ個々ノ選挙人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選挙運動ヲ爲スコトヲ得ス
第九十九條 選挙長若ハセザル者ハ選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ト爲ルコトヲ得ス
選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係

區域内ニ於ケル選挙運動ヲ爲スコトヲ得ス
第十一章 選挙運動ノ費用
第一百一條 立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除ク外選挙運動ノ費用ハ選挙事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得但シ議員候補者、選挙委員又ハ選挙事務員ハ選挙事務長ノ文書ニ依リ承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ得
議員候補者、選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ニ非サレハ選挙運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ得但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選挙運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス
第一百二條 選挙運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各額ヲ超ユルコトヲ得ス
一 選挙區内ノ議員ノ定数ヲ以テ選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十分ノ一ニ乘シテ得タル額
二 選挙ノ一部無効ト爲リ更に選挙ヲ行フ場合ニ於テハ選挙區内ノ議員ノ定数ヲ以テ選挙人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十分ノ一ニ乘シテ得タル額
三 第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ準ジテ算出シタル額但シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）必要官（東京府ニ在リテハ警視總監）必吏官（東京府ニ在リテハ警視總監）必吏官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ

第十二章 選挙運動
第八十八條 議員候補者ハ選挙事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選挙事務長ト爲リ又ハ推薦届出者（推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者）議員候補者ノ承諾ヲ得テ選挙事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選挙事務長ト爲ルコトヲ妨ケス
第八十九條 選挙事務長ニ非サレハ選挙事務所ヲ設置シ又ハ選挙委員若ハ選挙事務員ヲ選任スルコトヲ得ス
第九十條 選挙事務所ハ議員候補者一人ニ付

第十二章 選挙運動
第八十八條 議員候補者ハ選挙事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選挙事務長ト爲リ又ハ推薦届出者（推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者）議員候補者ノ承諾ヲ得テ選挙事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選挙事務長ト爲ルコトヲ妨ケス
第八十九條 選挙事務長ニ非サレハ選挙事務所ヲ設置シ又ハ選挙委員若ハ選挙事務員ヲ選任スルコトヲ得ス
第九十條 選挙事務所ハ議員候補者一人ニ付

選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル後直ニ
前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ
第三十三條 選舉運動ノ爲財産上ノ義務ヲ負擔
シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ
他ノ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若ハ
費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益
ヲ時價ニ具積リタル金額ヲ以テ選舉運動ノ
費用ト看做ス
第四十四條 左ノ各號ニ掲グル費用ハ之ヲ選舉
運動ノ費用ニ非サルモノト看做ス
一 議員候補者カ乗用スル船車馬等ノ爲
ニ要シタル費用
二 選舉ノ期日後ニ於テ選舉運動ノ殘務
整理ノ爲ニ要シタル費用
三 選舉委員又ハ選舉事務員ノ支出シタル
費用ニシテ議員候補者又ハ選舉事務
員以外ノモノ但シ第一條第一項ノ規定
ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
四 第六十七條第一項乃至第三項ノ届出
アリタル後議員候補者、選舉事務員
選舉委員又ハ選舉事務員ニ非サル者
ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者
又ハ選舉事務員ト意思ヲ通シテ支出
シタル費用以外ノモノ但シ第一條一
第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限
ニ在ラス
五 立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシ
テ議員候補者若ハ選舉事務員ト爲リ
タル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者
ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外

第十二章 罰 則

第五十五條 選舉事務員ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ帳簿ヲ備ヘ之ニ選舉運動ノ費用ヲ記載ス
ヘシ
第五十六條 選舉事務員ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ選舉運動ノ費用ヲ精算シ選舉ノ期日ヨリ
十四日以内ニ第八十八條第五項ノ届出アリ
タル警察官署ヲ經テ之ヲ地方長官(東京府
ニ在リテハ警察總監)ニ届出ツヘシ
第五十八條 警察官署ハ選舉ノ期日後何時ニテ
モ選舉事務員ニ對シ選舉運動ノ費用ニ關ス
ル帳簿又ハ書類ノ提出ヲ命ジ、之ヲ検査シ
又ハ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトヲ得
第五十九條 議員候補者ノ爲支出セラレタル選
舉運動ノ費用カ第五百二十二條第二項ノ規定ニ依
リ告示セラレタル額ヲ超エタルトキハ其ノ
議員候補者ノ當選ヲ無効トス但シ議員候補
者及推薦届出者カ選舉事務員又ハ之ニ代リ
テ其ノ職務ヲ行フ者ノ選任及監督ニ付相當
ノ注意ヲ爲シ且選舉事務員又ハ之ニ代リテ
其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選舉運動ノ費用ノ
支出ニ付過失トナカリシキハ此ノ限ニ在ラ
ス
第六十一條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ
場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓
以下ノ罰金ニ處ス
第六十二條 左ノ各號ニ掲グル行為ヲ爲シタ
ル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以

下ノ罰金ニ處ス

一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル
ノ旨ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ
對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利
益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與
ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ禁錮接待
其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ
當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル
目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ
對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社
寺、學校、會社、組合、市町村等ニ
對スル用水、小作、債權、寄附其ノ
他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘
導ヲ爲シタルトキ
二 投票ノ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉
運動ノ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其
ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト
爲シ目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動
者ニ對シ第一號ニ掲グル行為ヲ爲シ
タルトキ
三 第一號若ハ前號ノ供與、禁錮接待ヲ
受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ
申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ヲ應
ジ若ハ之ヲ促シタルトキ
四 前各號ニ掲グル行為ニ關シ周旋又ハ
勸誘ヲ爲シタルトキ
第五十三條 左ノ各號ニ掲グル行為ヲ爲シタ
ル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓
以下ノ罰金ニ處ス
一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者
タルトスルコトヲ止メシムル目的

ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タ
ラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セ
シムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條
第一號又ハ第二號ニ掲グル行為ヲ爲
シタルトキ
二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者
タルトスルコトヲ止メタルコト、
當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸
誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲シ目的
ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候
補者タルトシタル者又ハ當選人タ
リシ者ニ對シ前條第一號ニ掲グル行
爲ヲ爲シタルトキ
三 前二號ノ供與、禁錮接待ヲ受ケ若ハ
要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ
第一號ノ誘導ニ應ジ若ハ之ヲ促シタ
ルトキ
四 前各號ニ掲グル行為ニ關シ周旋又ハ
勸誘ヲ爲シタルトキ
第五十四條 前二條ノ場合ニ於テ收受シタル
利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス
第五十五條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲グル行
爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮
又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 選舉人、議員候補者、議員候補者タ
ラムトスル者、選舉運動者又ハ當選
人ニ對シ舉行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之
ヲ妨害シタルトキ
二 交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ
妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法

ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ
三 選舉人、議員候補者、議員候補者タ
ラムトスル者、選舉運動者若ハ當選
人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會
社、組合、市町村等ニ對スル用水、
小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害
關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者
議員候補者タルトスル者、選舉運
動者又ハ當選人タルトスル者、選舉運
動者タルトスル者ニ對シ又ハ吏員故意ニ
其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職務ヲ濫用シテ
選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ
禁錮ニ處ス
官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムト
シ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示
求メタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以
下ノ罰金ニ處ス
第五十七條 選舉事務員ニ關係アル官吏、吏員
立會人又ハ監視者選舉人ノ投票シタル被選
舉人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ
禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シ
タル事實虚偽ナルトキ亦同シ
第五十八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ
理由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被
選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル
者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス
法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ
投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下
ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處
ス

第五十九條 投票管理者、開票管理者、選舉
長、立會人若ハ選舉監視者ニ舉行若ハ脅迫
ヲ加ヘ選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾
シ又ハ投票、開票其ノ他關係事項ヲ抑留
騷擾若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又
ハ禁錮ニ處ス
第六十條 多衆集合シテ第五百十五條第一號
又前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ
處罰ス
一 首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ
禁錮ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ串先シテ勢
ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ處ス
三 附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金
又ハ科料ニ處ス
第六十一條 選舉ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒
其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶
シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス
第六十二條 前條ノ物件ヲ携帶シテ選舉會
場開票所又ハ投票所ニ入リタル者ハ三年以
下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第六十三條 選舉ニ關シ多衆集合シ若ハ隊
伍ヲ組ミテ往來シ又ハ喧嘩、松明ヲ燃ツル
ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他
ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行為ヲ爲シ
警察官更ノ制止ヲ受ケルモ仍其ノ命ニ從ハ
サル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ
罰金ニ處ス
第六十五條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、

張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス
第百二十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百二十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百三十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百四十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百五十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百六十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百七十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百八十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十一條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十二條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十三條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十四條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十五條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十六條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十七條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十八條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百九十九條 議員ハ何處ニモ拘ラス
第百一百條 議員ハ何處ニモ拘ラス

第百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本
法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ
罰金ニ處ス
第百二十九條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ
掲ケル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其
ノ當選ヲ無効トシ選舉事務局長第百三十二條又
ハ第百三十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル
トキ亦同シ但選舉事務局長ノ選任及監督ニ
付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在
ラス
議院法(明治二十二年二月十一日)
改正 明治三十二年法律一〇〇、明治
三十九年法律四九、大正五十一法
律四〇、大正九一法律八、大
正一四一法律三三、昭和二
法律五三
第一章 帝國議會ノ召集成立
及開會
第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ
定メクモ四十日以前ニ之ヲ發布スヘシ
第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日
ニ於テ各該議員ノ會集ニ集會スヘシ
第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ
各三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ
議長副議長ヲ選任セラル、マテハ書記官長
議長ノ職務ヲ行フヘシ
第四條 各該議員ハ抽籤法ニ依リ議員ヲ數部
ニ分割シ每部長一名ヲ部員中ニ於テ互選
スヘシ
第五條 兩院議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國
議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會
合セシメ開會ヲ行フヘシ
第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長
ノ職務ヲ行フヘシ
第五章 議 議
第二十六條 各該議員ハ議長ハ議事日程ヲ定
メ之ヲ議院ニ報告ス
議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先
ニシテ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府
ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ
議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人
以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分
二以上ノ多数ヲ以テ可決シタルトキハ三讀
會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得
第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員
ノ審查ヲ經シテ之ヲ議決スルコトヲ得
但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモ
ノハ此ノ限ニ在ラス
第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議
ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモ
ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議院
ニ付スルコトヲ得
第三十條 政府ハ何時タリトモ提出シタル
議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得
第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内
ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ
議事ヲ繼續スヘシ
第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停
會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例
ニ依ラス
第三十五條 帝國議會開會ノ場合ニ於テ議案
建議諸議員ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼
續セズ但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ
限ニ在ラス
第三十六條 開會ハ勅命ニ由リ兩院議會合會
ニ於テ之ヲ舉行スヘシ
第十章 質 問
第四十八條 兩院議員ノ議員政府ニ對シ質問ヲ
爲サントスルトキハ三十人以上ノ賛成者アル
ヲ要ス
質問ハ簡明ナル主意ヲ作リ賛成者ト共ニ
連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ
第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉
送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯ス
ヘキ期日ヲ定メ答辯ヲ爲サ、ルトキハ其
ノ理由ヲ示明スヘシ
第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得
サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動
議ヲ爲スコトヲ得
第十一章 上奏及建議
第五十一條 各該議員上奏セムトスルトキハ文
書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内
ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ
議事ヲ繼續スヘシ
第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停
會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例
ニ依ラス
第三十五條 帝國議會開會ノ場合ニ於テ議案
建議諸議員ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼
續セズ但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ
限ニ在ラス
第三十六條 開會ハ勅命ニ由リ兩院議會合會
ニ於テ之ヲ舉行スヘシ
第十章 質 問
第四十八條 兩院議員ノ議員政府ニ對シ質問ヲ
爲サントスルトキハ三十人以上ノ賛成者アル
ヲ要ス
質問ハ簡明ナル主意ヲ作リ賛成者ト共ニ
連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ
第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉
送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯ス
ヘキ期日ヲ定メ答辯ヲ爲サ、ルトキハ其
ノ理由ヲ示明スヘシ
第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得
サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動
議ヲ爲スコトヲ得
第十一章 上奏及建議
第五十一條 各該議員上奏セムトスルトキハ文
書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ

請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得
各該議員ハ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘ
シ
第五十二條 各該議員ニ於テ上奏又ハ建議ノ動
議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議院
ニ付スルコトヲ得
第十三章 請 願
第六十二條 各該議員ニ呈出スル人民ノ請願書
ハ議員ノ紹介ニ依リ議院ニ付受取ルヘシ
第六十三條 請願書ハ各該議員ニ於テ請願委員
ニ付シ之ヲ審查セシム
請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ム
ルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下
スヘシ
內閣官制
(明治二十二年十二月二十四日)
(勅令第百三十五號)
第一條 內閣ハ國務大臣ヲ以テ組織ス
第二條 內閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ
機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ
保持ス
第三條 內閣總理大臣ハ須要ト認ムルトキハ
行政各部ノ處分又ハ命令ヲ中止セシメ勅裁
ヲ待ツコトヲ得
第四條 內閣總理大臣ハ其ノ職權又ハ特別ノ
委任ニ依リ閣令ヲ發スルコトヲ得
第五條 左ノ各件ハ閣議ヲ經ヘシ
一 法律案及豫算決算
二 外國條約及重要ナル國際條件

三 官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令
四 諸省間ノ主管權限ノ爭議
五 天皇ヨリ下付セラレ又ハ帝國議會ヨ
リ致送スル人民ノ請願
六 豫算外ノ支出
七 勅任官及地方長官ノ任命及退
其ノ他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ關
係シ事務繁重キ者ハ總テ閣議ヲ經ヘシ
第六條 主任大臣ハ其ノ所見ニ由リ何等ノ件
ヲ閣ハス內閣總理大臣ニ提出シ閣議ヲ求ム
ルコトヲ得
第七條 事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スル者ハ天
皇ノ旨ニ依リ之ヲ內閣ニ下付セラルモノ
ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ內閣總理大
臣ニ報告スヘシ
第八條 內閣總理大臣故僚アルトキハ他ノ大
臣臨時命ヲ受ケ其事務ヲ代理スヘシ
第九條 各省大臣故僚アルトキハ他ノ大臣臨
時委任シ又ハ命令ヲ受ケ其事務ヲ管理スヘシ
第十條 各省大臣ノ外特旨ニ依リ國務大臣ト
シテ內閣員ニ列セシメラルコトアルヘシ
樞密院官制
(明治二十二年四月三十日)
(勅令第百三十三號)
第一條 樞密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ
諮詢スル所トス
第二條 樞密院ハ議長一人副議長一人顧問官
二十四人書記官一人及書記官ヲ以テ組織ス
第四條 何人タリトモ年四十歳ニ達シタル

モノニ非ラサレハ議長副議長及顧問官ニ任
スルコトヲ得ス
第六條 樞密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會
議ヲ開キ意見ヲ上奏ス
一 皇室典範ニ於テ其權限ニ屬セシメタ
ル事項
二 憲法ノ條項又ハ憲法ニ附屬スル法律
勅令ニ關スル草案及疑義
三 憲法第十四條戒嚴ノ宣告同第八條及
同第七十條ノ勅令其他規則ノ規定ア
ル勅令
四 列國交渉ノ條約及約束
五 樞密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關
スル事項
六 前諸項ニ掲グルモノノ外臨時ニ諮詢
セラレタル事項
第七條 樞密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇
ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコ
トナシ
第十一條 各大臣ハ其職權上ヨリ樞密院ニ於
テ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決
ノ權ヲ有ス

モノニ非ラサレハ議長副議長及顧問官ニ任
スルコトヲ得ス
第六條 樞密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會
議ヲ開キ意見ヲ上奏ス
一 皇室典範ニ於テ其權限ニ屬セシメタ
ル事項
二 憲法ノ條項又ハ憲法ニ附屬スル法律
勅令ニ關スル草案及疑義
三 憲法第十四條戒嚴ノ宣告同第八條及
同第七十條ノ勅令其他規則ノ規定ア
ル勅令
四 列國交渉ノ條約及約束
五 樞密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關
スル事項
六 前諸項ニ掲グルモノノ外臨時ニ諮詢
セラレタル事項
第七條 樞密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇
ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコ
トナシ
第十一條 各大臣ハ其職權上ヨリ樞密院ニ於
テ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決
ノ權ヲ有ス

法例 (明治三十一年六月二十一日)
(法律 第十一號)

第一條 法律ハ公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日
ヲ經テ之ヲ施行ス但法律ヲ以テ之ニ異ナリ
タル施行時期ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラ
ズ
臺灣、北海道、沖縄縣其他島地ニ付テハ勅
令ヲ以テ特別ノ施行時期ヲ定ムルコトヲ得

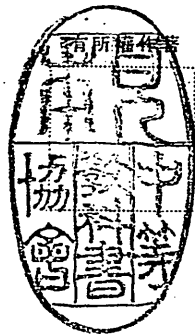
公式令 (明治四十年二月一日)
(勅令 第六一號)

改正 大正一〇一勅令一四五
第一條 皇室ノ大事ヲ宣讀シ及大權ノ施行ニ
關スル勅旨ヲ宣讀スルハ別段ノ形式ニ依ル
モノヲ除クノ外詔書ヲ以テス
勅旨ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ
大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記
入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大
權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年
月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大
臣ト俱ニ之ニ副署ス
第二條 文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣讀セ
サルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ
外勅書ヲ以テス
勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事
務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入
シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スル
モノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ
副署ス
第六條 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨
ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣
年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各
大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其
ノ旨ヲ記載ス
第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

陪審法 (大正十二年四月十七日)
(法律 第五十七號)

第一條 裁判所ハ本法ニ定ムル所ニ依リ刑事
事件ニ付キ陪審ノ評議ニ附シテ事項ノ判斷
ヲナスコトヲ得
第二條 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル
事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス
第三條 長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁
錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬
スルモノニ付キ被告ノ請求アリタルトキ
ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

昭和八年十月十四日
文部省檢定
師範學校・中學校・實業學校・公民科用

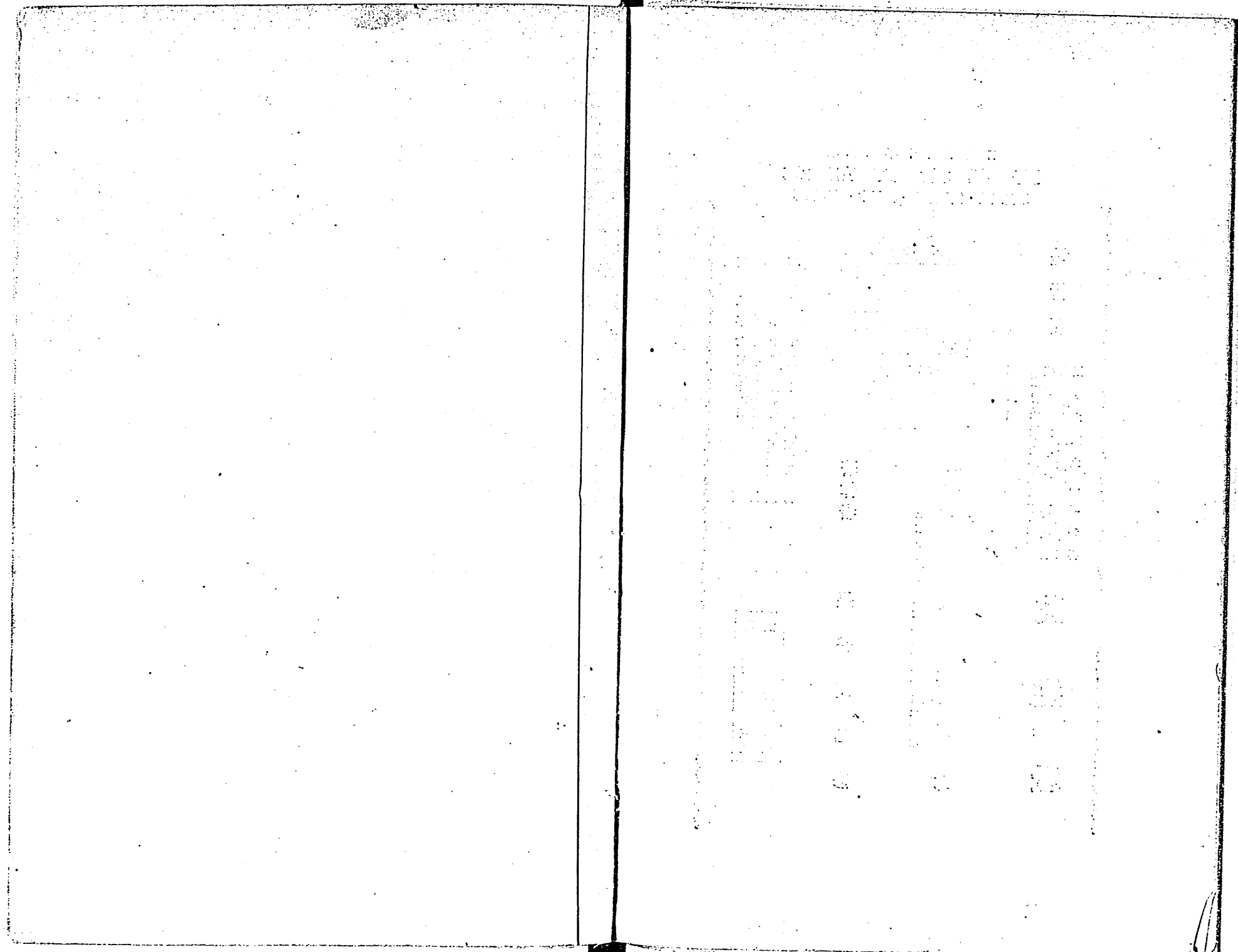


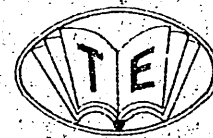
昭和八年七月十日印
昭和八年七月十五日發
昭和八年十月五日訂正再版印刷
昭和八年十月十日訂正再版發行

著 者 長 谷 川 乙 彦

發 行 所 東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
英 進 社
代 理 大阪市東區博愛町五丁目
振 替 大阪九八二〇番

定 價
上 卷 金七拾五錢
下 卷 金六拾八錢





LIBRARY